

第53回平成25年12月与謝野町議会定例会会議録(第5号)

招集年月日 平成25年12月16日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後3時24分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

2番	和田 裕之	11番	小林 庸夫
3番	有吉 正	12番	多田 正成
4番	杉上 忠義	13番	井田 義之
5番	塩見 晋	14番	糸井 満雄
6番	宮崎 有平	15番	勢 旗 毅
7番	伊藤 幸男	16番	谷口 忠弘
8番	浪江 郁雄	17番	今田 博文
9番	家城 功	18番	赤松 孝一
10番	山添 藤真		

2. 欠席議員(1名)

1番 野村 生八

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副 町 長	堀口 卓也	教 育 長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農 林 課 長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教 育 次 長	和田 茂
税 務 課 長	植田 弘志	下 水 道 課 長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水 道 課 長	吉田 達雄
会 計 室 長	飯澤嘉代子	保 健 課 長	前田 昌一
建 設 課 長	西原 正樹	福 祉 課 長	浪江 昭人

5. 議事日程

- | | | | |
|---------|-------------|--|-----------|
| 日程第 1 | 議案第 1 0 8 号 | 与謝野町債権管理条例の制定について | (質疑～表決) |
| 日程第 2 | 議案第 1 0 9 号 | 与謝野町税外収入金督促手数料等徴収条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 3 | 議案第 1 1 0 号 | 与謝野町簡易水道給水条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 4 | 議案第 1 1 1 号 | 与謝野町給水条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 5 | 議案第 1 1 2 号 | 与謝野町公共下水道使用料条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 6 | 議案第 1 1 3 号 | 与謝野町農業集落排水処理施設条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 7 | 議案第 1 1 4 号 | 与謝野町介護保険条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 8 | 議案第 1 1 5 号 | 与謝野町後期高齢者医療条例の一部改正について | (質疑～表決) |
| 日程第 9 | 議案第 1 1 6 号 | 平成 2 5 年度与謝野町一般会計補正予算 (第 5 号) | (質疑～表決) |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 1 7 号 | 平成 2 5 年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算 (第 2 号) | (質疑～表決) |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 1 8 号 | 平成 2 5 年度与謝野町下水道特別会計補正予算 (第 1 号) | (質疑～表決) |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 1 9 号 | 平成 2 5 年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算 (第 1 号) | (質疑～表決) |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 2 0 号 | 平成 2 5 年度与謝野町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) | (質疑～表決) |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 2 1 号 | 平成 2 5 年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) | (質疑～表決) |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 2 2 号 | 平成 2 5 年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) | (質疑～表決) |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 2 3 号 | 平成 2 5 年度与謝野町水道事業会計補正予算 (第 1 号) | (質疑～表決) |
| 日程第 1 7 | 議案第 1 2 4 号 | 与謝野町幾地コミュニティ広場の指定管理者の指定について | (質疑～表決) |
| 日程第 1 8 | 議案第 1 2 5 号 | 与謝デイサービスセンターの指定管理者の指定について | (質疑～表決) |
| 日程第 1 9 | 議案第 1 2 6 号 | 与謝在宅介護支援センターの指定管理者の指定について | |

- 日程第 2 0 議案第 1 2 7 号 与謝野町ホームヘルプステーションの指定管理者の指定について
(質疑～表決)
- 日程第 2 1 議案第 1 2 8 号 与謝野町障害者グループホーム・ケアホームの
指定管理者の指定について
(質疑～表決)
- 日程第 2 2 議案第 1 2 9 号 与謝野町障害者就労継続支援施設の指定管理者の指定について
(質疑～表決)
- 日程第 2 3 議案第 1 3 0 号 与謝野町石川農業構造改善センターの指定管理者の指定について
(質疑～表決)
- 日程第 2 4 議案第 1 3 1 号 与謝野町地域農産物等活用型交流施設の指定管理者の指定について
(質疑～表決)
- 日程第 2 5 議案第 1 3 2 号 与謝野町食と健康の拠点施設の指定管理者の指定について
(質疑～表決)

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

本日は、野村議員より欠席の届けが出ておりますので、ただいまの出席議員は17人であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思いますが、最初に追加議案の説明を求められておりますので、追加議案資料あります、皆さんお手元に。のっとりして、まず、総務課よりお願いいたします。

奥野総務課長。

総務課長(奥野 稔) おはようございます。

本日は、追加議案の資料ということでお配りをいたしております、議案第125号から議案第127号、それから議案第128号から議案第129号、議案第131号、議案第132号ということでございまして、これは最初にお配りしましたところに、法人の経営状況といったところを斜線を引いて提出をいたしておりました。このところの経営状況につきまして、本日お配りをいたしましたものでございます。

以上が、私からの追加資料の説明ということにさせていただきますと思います。

議長(赤松孝一) 次に、税務課より説明を求めます。

植田税務課長。

税務課長(植田弘志) おはようございます。

議案第108号の議案資料のほうの差しかえをお願いしたいというふうに思います。

議案資料のほうから10ページのほうになります。訂正箇所でございますけれども、5、左のところでございますと、5公債権の下水道農集排受益者分担金、このところが時効の根拠ということで、自治法236条の1というふうになっておりますけれども、下水の分担金と負担金が別の法で時効の根拠がございまして、この5を本日、配付させていただいております資料でございますと、5と6のほうに二つに分かれまして、根拠法令が負担金のほうにつきましては、都計法の75条の7ということで1行追加をお願いしたいと思っております。のほうが、それ以降、一つずつずれまして、最後が20ということになりますので、10ページの資料のほうの差しかえをお願い申し上げます、おわびいたします。

議長(赤松孝一) それでは、日程第1 議案第108号 与謝町債権管理条例の制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、多田議員。

12番(多田正成) おはようございます。

町債権管理条例の質問を2、3させていただきたいと思いますが、まず最初にですね、この条例を施行されると、今までとどう違うのかということ、まずそこからお尋ねしてみたいと思います。

議長(赤松孝一) 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） ご質問のほうで、この条例を施行することによって、これまでと、どう変わるかということでございます。メリットといいたいまいしょうか、その説明をさせていただきたいというふうに思っております。今回、地方自治法施行令を組み合わせた条例になっております。これにつきましては、上位法令ですね、自治法とか施行令に規定されているものの中から、与謝野町として債権管理に必要な規定を集約して、また、統一的基準、方針を示すこととしております。このことがメリットとしてありまして、制度の透明性を確保できるというふうに考えております。つまり徴収担当職員が事務を進めていく。それから、住民の方ですね、債務者が納付を相談する。それから議会、こちらのほうでございますけれども、議会のほう、皆さん方のほうの処理といいたいまいしょうか、チェックすることが、それぞれの立場において、わかりやすくなるというふうに考えております。

これまで、各料金等で縦割りという言い方がいいのかわかりませんが、それが横のものにとってもわかりやすくなるというふうに思います。例えば、私は税務課の担当のほうなんで、これが下水とか保育料とかになりますと、なかなか理解がしにくいというふうになりますけれども、今回この条例を制定することによって、それがわかりやすくなるというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 業務としては、わかりやすくなったというのは思いますけれども、今回ですね、下水道問題が出てですね、時効問題がクローズアップされてきました。そういった中で、こういう条例が必要かなというふうには思うんですが、今までの民法、それから自治法、それから財務規定、町条例あたりを見せていただきますと、そこがきちっと把握されておれば、別に、この条例はなくても、きょうまでの、あのような姿は絶対ないわけですし、わざわざこれをつくる必要はないと思うんですが、それでもより以上、職員さんのわかりやすく、こうしたことをやっていかれることはいいことだなというふうに思いますので、この条例に反対するものではありませんけれども、やはりそういった今までの民法、自治法、財務規定、町条例なんかを見せていただきますと、きちっとそれができていれば別に条例がなくても、きちっと今までにできていることだなと、幾ら条例ができて、そこを無視されると、今回のような時効問題も発生しますし、不納欠損処理に至ってくるというふうに思っていますので、そうした意味で慎重にやっていくんだという意味では、私も、このことはいいことだと思うんですが、その中で2点ほどちょっと問題があるんですが、問題ではないかなというふうに思うんですが、第5条の債権管理者は町の債権を適正に管理するために、台帳を整備するものとして、その内容については規則で定めるとあるんですが、その内容について、規則で定めるとするのは、どういう定めなんですか。そこがわかりましたらお願いします。

議長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） ご質問の第5条、台帳の整備というところでございます。内容につきましては、規則で定めるというふうにさせていただきます。

その規則で定める内容を予定しておりますのが債権の名称、それから、債務者の住所、氏名、金額、発生日、履行期限、納期ですね、これらの情報を台帳として整備し、その債権の適正管理に努めるというふうな予定をしております。

議長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） わかりやすく言えば、全体像が見えるように一覧表にすると、そういった中で管理をしていくということだろうと思いますので、それはそれで結構なことだというふうに思っています、それはよくわかりました。

それでは、次にですね、履行延期の特約等というところでですね、第5番なんですけれども、債務者が当該貸付金の用途に従って、第三者に貸し付けを行った場合において、当該第三者に対する貸し付けに関し、第1号から第3号までの、いずれかの該当する理由があることのほか、特別の事情によりというふうに書いてあるんですが、第三者に、どういふのでしょうか、債務者から第三者に貸し付けるといふことが認められとるといふ意味でしょうか。

議長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） ご質問のほうは、履行延期の特例等ということで13条のところだというふうに思っております。その第5項というところでございます。

第三者に貸し付けることができるのかというご質問ですけれども、想定といひましようか、しておりますのが、例えば町のほうから、社協さんとか、そういうふうなところに資金を貸し付けまして、その社協さん等から住民の皆さんに生活資金を貸すような場合を想定しておりますけれども、実際、本町では、そういう行政サービスは行っておりませんで、この5条に当てはまる部分については、今すぐ案件があるということではございません。

議長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） この文面を見ておるとですね、例えば、私が借りて誰かに貸し付けるといったような雰囲気に見えるんですが、今、社協さんだとか、公式な、そういう団体が譲り受けて、そういうところに審査をして貸し付けるといふことなんですけれども、それはそれで理解できます。公のところだったら理解できるんですが、この文面では、私が借りて誰かに貸すといふことが、まかり通るような文面ではないかなと、こういったことがちょっと今後、問題ではないかなという、私はここを見とって、そう思うんですが、そこら辺をきちっとうたってですね、公共的なといふのか、社会的にそういう責任のある社協さんだとか、福祉施設だとか、そういったところに貸されるというような条例がきちっとただし書きにでもうたわれてないと、ちょっとこれは問題ではないかなというふうに私は思いますので、その辺、課長はどのようにお考えでしょうか。

議長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 第三者への貸付金のところでございますけれども、先ほど質問のほうはちょっと聞き取りにくかったんですけども、これにつきましては履行期限の特約ということで、いうたら納期をおくらせて回収させてもらうということでございます。この5号につきましては、町が貸し付けて、そのまた貸しになりますけれども、これが今、例えば一つの例としまして、社協さんとか言いましたですけども、そういう事業をやった場合、社協さんから住民さんに貸し付けて、住民さんのほうで困窮等で社協さんのほうに返せなくなった場合、そのときに社協さんのほうも町のほうに返せなくなりますので、それを含めた延期を、特約ということで、この5号については明示をさせてもらっているという条文でございます。

議長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 今、お話を聞いているとですね、全くちょっと常識からかけ離れているなという

ふうに思いまして、貸付金というのを第一人者、本人に貸した場合は、その人が誰に貸そうが、その一番最初に借れた人が債務者であってですね、これが、ここでは、行政では、こういうもんだと言われればそうなんですが、こういうあり方は絶対に私はいけないと思っております。

どこまでいってもそれが、第三者が返せなくなっても、代理弁済するのが本人であって、債務者であって、第三者が債務者でないということをしっかり認識した中で、こういう条文をつくっていただきたいというふうに思いますので、ちょっとここは検討していただきたいなど、決して反対するものではありませんけれども、そういったあたりがちょっとどうかというふうに思いますので、その辺きちと説明していただけませんか。

議長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 議員がおっしゃいますように、貸付金のところで今の例を聞きますと、住民の方が払えなくなって、社協さんのほうに払えなくなったんで、町のほうが社協さんのほうを猶予するのはおかしいんじゃないかということなんですけれども、直接、例えば、町が公共料金等を集金させていただく場合でも、払われる方が困窮で払えない状況であったら猶予をさせていただくという考え方を持っておりますので、それが直接じゃないんですけども、途中で間に入られても同じような考え方を持って、履行が延期といいましょうか、納期を延ばさせてもらうという考え方をしておりますので、ご理解がいただきたいというふうに思います。直接か、間接かの違いということでございますので。

この13条の履行期限の特約というのは、債務を免除するところでございませんで、例えば今月末に払っていただかなければならないのを1カ月延ばすとか、そういうことでございませんで、払わなくてもいいという理解とはされないでいただきたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 今はですね、社協さんの例を言っておられますので、それは社協さんも、この町の行政の一環ですから、その例をとられると、あのもんなんですが、私の申し上げているのは、そういったきちとした公共的なところがされるのは、町がされても、そこがされても同じような理屈だというのは理解できるんですが、この文面では、先ほどから言うてますように、私が借りて、貸して、相手が返してくれなったら僕は返さんでもいいというような、そういった条例にもなるわけですね。これを認めてないということでも、ただし書きであればですね、そのことははっきりする。だから先ほどから言っているのは、そういう公共的な、きちとした町の公共的なこと、個人との差がどうなんですかということをおっしゃるわけですし、個人でも同じようにそういう場面が出てくると思います。それが、ここで認められておるのであれば問題だということをおっしゃってまして、社協さんがされるようなことは、町がされとって同じような理屈ですから、それは理解できる。先ほどから言っているのは、個人とそういうこととの差が、ここにどう出てくるんかということをおっしゃるとるんですけども、課長は、そこら辺はどうなんですかね。

議長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） ちょっとお答えが、ちゃんと答えれておりませんで、申しわけございませんで。

この5号のところで、いうたら第三者に貸し付ける場合ですけども、ちゃんと用途、使い道があって貸し付けるということでありませんで、個人で、町から個人のほうに貸して、個人からま

たというような行政サービスはないと思ってますんで、今、議員がおっしゃいますような、個人の場合というのは想定もしておらないと思っております。

議長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 条例というのはですね、解釈のしようでどうにもなるんですが、そういったあたりがきちっと出てないと、大変、今後、問題が起きるのではないかなというふうに、気がしますんで、また後日、もう一度検討をしていただいければいいかなという気がします。

それと、時間がありませんので、次の、その他の債権の放棄ということで、その中の（3）なんですけれども、消滅時効が完成したときというのはですね、いろんな事情があって理解はしておるんですが、今回のようなですね、債権管理者というような場合はですね、この時効を迎えてしまうということは、やはり債権管理者の責任ではないかなというふうに思いますので、このことが当たり前のような捉え方では、私は今回のような問題が出てきますので、この辺は厳しく条例にうたっていただきたい。そうすれば、この条例の意味があるかなというふうに思いますので、一番最初に言いましたように民法、自治法、それから、財務規定、町条例を見せていただいたら、この条例のことは決してつくらなくてもいけるということですから、それ以上に条例で、法にのっとった中で、厳しくしようと思えば、やっぱりそこら辺をですね、徹底してきちっと出していたかかないと、私はいけないと思うんですが、そういった中で、私の申し上げたいのは税務課、それから、会計室に、もっと権限があってもいい、昔に町長、助役さん、収入役があったようなもので、町の三役があったわけですから、今は会計室も課長さんになっておられるということですので、その厳しさがもっと出てこなければいけませんし、税務課も、町民からとれば、昔はもっと税務課というものが厳しく怖かったというようなイメージがあるんです。不正じゃなしに、そういうことがあれば、そういったことが、もう少し権限がですね、ここにうたわれてきてもいいんじゃないかと、その厳しさがあってもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、そこはどうでしょうか。

議長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 税務課長の権限のところにつきましては、ちょっと私のほうから、もっと強くしてくれというようなお答えはできないんですけれども、先ほどの言われました消滅時効、14条の3号につきましては、こちらのほうが放棄するということになってますんで、甘いのではないかとこのところについては、お答えさせていただこうと思っております。

今回、単に時効が来たからということで安易に放棄することは考えておりません。破産開始の決定をされるとか、そういう債務者が裁判所に債務を届け出をされたときですね、破産開始決定とか、債務者が裁判所に債務の届け出をされるんですけれども、そのときに、こういう債務がありますという届け出が、例えば漏れておったというような場合については免責になりませんので、そういうのについては今回、消滅時効で債権放棄をさせていただこうというふうに思っておりますんで、甘い運用にはならないというふうに思っております。

言うたら、税に近い運用をさせていただこうと思っておりますので、この点についてはできるだけ、何でもかんでも時効が来たんで、消滅時効で債権放棄をするというつもりはございませんので、ご理解がいただきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 多田議員。

12番(多田正成) それでは町長にお尋ねいたします。

きょうまではですね、税務課は税のみ、それから、各担当課は所管の公共料金しかやらないという状態で、今回の、こういう問題が起きてきました。その中で、私は昔の三役という厳しさというのか、職員さんたちは課長より上に三役さんがおって行政を守っていくという、そういう管理体制が、少し体制が平成18年の改正から変わってきたのかなというふうに思っております、やっぱりいいところは取り上げていただきたい。ですから、税務課、会計室長、もっと収入役さん並みの権限が、もう少し考えていただけたらと思いますが、そういったことが、町長のお考えをお聞きして終わりたいと思います。

議長(赤松孝一) 太田町長。

町長(太田貴美) ちょっとどういうふうにお答えしたらいいかわからないんですけども、確かにそうした収入役というのがある、なりましたけれども、平成18年の法改正によって、そうした収入役、昔は金庫番という言い方をしたんですけども、そうではなしに、それぞれの職務の中で与えられた権限や、また、そうした対応すべき法令にのっとった仕事をしていくということが第一でございますので、それらについてのお金をどう動かしていくか、また、それをどうしていくかというのが今回、いろいろと下水道のことで問題もなりましたけれども、やはりそれらを管理していきますものは、課長級であったりではなしに、やはり最高責任者の私の、それは責務だというふうに思っております。

12番(多田正成) 終わります。

議長(赤松孝一) 堀口副町長。

副町長(堀口卓也) 少し私のほうからも補足をさせていただきたいと思います。

今回、改めて、京都府内でも幾つかの市町村しか制定をいたしておりませんが、債権管理条例を設けようということにいたしましたのは、議員が最初におっしゃいました、既存のと言いますか、現在ある法律、条例、規則なんかを駆使すれば、こういった条例の必要はないんじゃないかというお話もありましたけども、現在、町がかかわっております、いわゆる金銭債権については、この間の議論でも申し上げましたように、それぞれの債権について、きちっと法的、あるいは条例の中でも、さらには取り扱いの要領につきましてもまちまちというか、整理ができてなかったんで、それをきちっと対応できるように、全ての債権について対応できるように条例の必要があるということで制定をしたものであります。

それから、先ほどの14条、その他の債権の放棄につきましても、これは公債権ではなくて、町の私債権、言いかえますれば、町がみずから自力執行権を駆使して財産を押さえたり、あるいは換価をしたりすることができない、直接はできない私債権のことを言っております。議員がおっしゃいますように、安易に流れることなく、あらゆる手段を尽くしても、なお徴収の見込みがなく、一定の条件を満たしている場合には、当該債権の放棄ができるということであります。

それから、債権の放棄につきましては、当然のことながら議会の議決事項になっておりますので、そのチェックもあろうかと思っております。

それから、最後に旧町の時代には町長、いわゆる三役のことをおっしゃってましたけども、現在、税につきましては京都地方税機構に滞納になって一定の時間が経過すれば徴収を委託しております。それ以外の公共料金につきましては、先ほど申し上げましたように、きちっとした明文

化された規定がない部分がありますので、今回、この条例を制定することによって、税の滞納処分と同じように、一定の職員につきましては町長と同じ権限、差し押さえができる徴税吏員の称を交付して、税務課以外の職員でも滞納処分ができるという権限を付与することにいたしております。

町長や副町長、あるいは会計室長でなくても、先ほど申し上げましたように関係の職員が自力執行権の公使ができるということを、今回の条例でうたっておりますので、そういった意味では一定の体制の強化が図られるのではないかというふうに思っております。

1 2 番（多田正成） はい、終わります。

議 長（赤松孝一） 1 3 番、井田議員。

1 3 番（井田義之） おはようございます。

先ほどから出ておりますように、債権管理条例の制定ですけれども、私は、この条例は、一つ、私が期待をしておりますのは、やはり、いわゆる収納のほうの事務がスムーズにいつてくれて、できるだけ、どういふか、この間のことは特別の例として、その他の税の整理についてもスムーズに議会のほうに報告をしていただけるような部分を期待しておりますけれども、総務委員会では、そこそこ説明をいただいておりますので、この内容について、条文的にはよくわかるんですけれども、具体的な部分がちょっと私の不理解の部分がありますので、その点についてちょっと2、3お尋ねしておきたいというふうに思います。

まず、条でいいますと第4条ですけれども、滞納の整理計画というのが出ております。そして、その中には、一応、毎年度、滞納の整理計画を立てて対処するというようなことになっておられるわけですけれども、平成26年度からやられるのか、平成25年度のあれで、また、早速にやられるのか、ちょっとその辺はわからんですけれども、この計画というの、どういふような、どう言うたらいいのかな、具体的な部分が、私には理解しにくいんですね。どういふ計画を立てられるのか、その計画を立てられるというの、わかるんです。計画がどういふ格好で、例えば債権別にするとか、それから滞納1年、未納の部分についてはどういふ格好ですと、それから、滞納整理については、どういふ格好ですと、そういう具体的なもんが、ちょっと私にはわかりにくいんですけれども、その点についてちょっと説明が願えたらと思います。

議 長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） ご質問の第4条の毎年度の滞納整理計画の具体的ということでございます。今のところ、こういふふうなという具体案を持つとるわけではございません。

ただ、現在、税機構と私どものほうで、定期的に前年の同期の収納率等を分析等をさせていただいておりますので、そういうようなものを参考にして、滞納整理の計画をつくっていかねというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 先ほども言いましたように、私は、この条例に期待しておりますのが、滞納整理部分に期待をしております。

結局、今、何も無いと言われましたけれども、第4条の条文の中でも、毎年度、滞納整理計画を策定すると。同じように、参考資料になるともうちょっと何かが出てくるのかなと思ったら、同じように参考資料でも、毎年度、滞納整理計画を策定しますと、これも参考資料にならんわ

けですね。やっぱり参考資料というのは、条文を補足する、そういう資料が提出をしていただきたいなというふうに思うんですが、これできるだけ、できてないということですので、できてないもんを見せというわけにもいきませんので、このまま、できるだけ早いこと、どういう格好でするのか、せめて委員会あたりには出していただきたいなというふうに思います。

それから、先ほど多田議員が第5条の規則の件を言われました。これも規則ということになつとるわけですがけれども、参考資料には、やはり規則をつけていただかないと、この規則に定めると、規則に定める内容のほうが我々は知りたいわけですね。どういう格好でやられるのか、そういう規則ができておるんでしょう、先ほど説明が、多田議員に対する説明がありました。そういうのを参考資料につけていただきたいというふうに、私は思うわけですがけれども、これはどういう感覚でというのか、どういうあれで、規則を参考資料につけなかったのか、その点についてはどうなんですか。

議長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 参考資料ということで、今、規則のことをございますけれども、これから規則をつくっていくということにしておりまして、ただ、私のほうで案としては、事務方の案としては持っておりますけれども、まだ、決まっておりますので、ただ、こういうのを上げていきたいということで持っております。

先ほど言われました台帳の整備の5条のところ、参考資料の5ページなんですけれども、債権の名称とか、債務者の住所、こういうのを台帳には整備していく必要があるだろうなということで、項目的には上げさせていただいておりますけれども、これから、これは平成26年度からの施行ということなんで、この後、規則、それからPR等もさせていただかなあかんというふうには思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） 条例の中に、詳細については規則で定めるということになっておりましたら、私は当然、条例を提案される段階で、規則のほうも整備をされておると。そうせなんだら、結局、一番肝心の町民に直接影響する部分は規則なんです。それがなしに条文だけを我々は認めて、細則はわからないというのは困るわけですね。その辺は、やっぱり今後の、今、もう言うてもしゃあないんですけども、今後についてはそういう方向で、特に町民に直接関係のある条文については、お願いがしたいなというふうに思います。

副町長、何か答弁がありますか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議員は、そういうふうにおっしゃるわけなんです、大筋の、この債権管理条例をお認めいただきましたら、この間、ご説明をしますように、町の、例えば金銭債権を考えてみますと、一覧表でも、きょう正誤表をお渡ししました、正誤表にも上がってますように公債権、私債権、それから、根拠の法律、時効、自力執行権の有無など、それぞれ細かく違っております。

きょう、この議会の中で条例をお認めいただきましたら、それを受けて、先ほど申し上げました、税務課長が申し上げましたように、一定の思いは各課整理をしていると思いますけれども、条例が通った後、それを具体化するということで、まずは、条例をお認めいただいた後の話になるろうかと思えます。

議員は逆に、細部の規則なんか整備ができてから、こういった条例を提案すべきではないかというお話ですが、そういうふうには考えていないということであります。

議長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） といいますのはね、副町長。この間、下水道の問題がありましたよね、監査委員さんが、台帳のほうが、下水道については整理ができてないと、ところが介護保険については、以前、介護保険の不納欠損があったときに指摘をして、介護保険のほうはできておると、台帳が。だから、もう既にできとる課と、できてない課もあるわけですね。できとる課に合わせてもらわないかんわけですね。それは課の、それぞれの課じゃなしに、やっぱり与謝野町としての方針を決めていただいて、その運用について、細かい運用については課でやられたらいいと思うんですけども、やはり、それが規則の中に入るのであれば、既にできとる課もあるわけですね。できておる、それに従って運用してきとる課もあるわけですね。だから、その辺のところを、私はやっぱり規則もしっかりと決めた中で、条例を出していただきたいなということです。再度、答弁をお願いいたします。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 介護保険の関係の台帳が、どの程度詳細なものなのか、ちょっと私も承知をいたしておりませんが、今回、条例の第5条でうたってますようなことは、最低限、全ての公共料金で網羅すべき記録を残しておくべき台帳だというふうに思っております。

議員がおっしゃいますように、介護保険の台帳が、その条件を全て具備しておるものだったらいいんですが、そうじゃない完全な形で、条例の第5条が求めてますような、内容を具備してないとすれば、それは今回、条例の制定を契機に一層、整理を図るべきだと思いますし、完全にできておれば、それで議員おっしゃいますようにいいと思います。

議長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） よくわからないということですので、しっかりと見ておいて調整をお願いをしておきたいと思っております。

次に、第14条ですけれども、債権の放棄があります。第1項、第7項ともに、履行の見込みがないと認められるとき、債権放棄を認めると。認めるといのか、債権放棄をするという条項、14条の1と7です。これについて、もうこの債権は放棄をするというのは、どなたが認められるのか、この点については誰がとか、どういう組織でとか、どういう会議でということが書いてありませんが、どなたが認められたら債権放棄をされるのか、お尋ねいたします。

議長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 債権放棄の、誰が認めるかというご質問でございます。

14条のところで、その他の債権放棄というところでございますけれども、債権管理者はということで、ここからスタートしております。債権管理者が認めるということになるかというふうに思っております。

債権管理者といいますのが2条のところで提示しております、2条の5号のところで債権管理者、町長、水道事業管理者ということになっております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） これについての、そしたら基準ですね、こういうときにいうのか、基準という

のは、まだ決めてられないようではございますけれども、その辺が明確にというのか、統一をしないと、ばらばらになってしまうかなという気もするんですが。

それと、私、以前に町長に、どういうか、どうしても取れない状態というのがあるでしょうと、そのときには町長の権限というのか、あれで債権放棄をされたほうがいいんじゃないですかと、ただ、そのときには民生委員さんとか、そういう状況を、これは生活保護だとかいう文言ありますけれども、そうでない方についても、民生委員さんとか、いろんな状況を把握しながら、そういう債権放棄をされるのほうがいいんじゃないですかということをお願いしたことがあるんですけれども、民生委員さんとかにも状況を聞きながら、債権放棄を決定するという、そういう考え方はないわけですか。

議長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 債権放棄の場合の調査で、民生委員さんとかのご意見をということでございますけれども、今回、この14条のところの債権放棄につきましては、私債権を書いております。私どもがやっております税につきましては、強制徴収とかできるんですけれども、私債権につきましては、そういうのがございませんので、まず、本人さんの同意があった上で、例えば金融機関とか、そういうのを調査をさせてもらおうつもりをしております。

ただ、その中で第三者の方の意見、今、言われます民生委員さんとかというのが、いいのか悪いのか、その方が、いうたら未納、滞納になっているということがわかってしまうということがあるので、難しいのではなからうかというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） しっかりと、その辺は検討をしていただいて、債権管理者である町長なり水道課長ね、このお二人だけの、最終的には、決断はそうされるわけだけでも、やはり周りの状況とかも、いろいろと調査をされる中で、この方については、もう債権放棄を、免除をしてあげないと、もう無理ですよというのが世間的にも、誰が見てもという状態が構築された上で放棄をされる、免除をされる、これが私は一番いいんじゃないかというふうに思いますので、ちょっと申し上げました。参考にさせていただいたらありがたいなというふうに思います。

それから、説明資料の4ページ、これをするに際して、この条例を施行することにおいて、見込まれる効果というのが出ておりますね。見込まれる効果、時間が取れて、後の整理がやりやすくなるか、その他いろいろな、ほかのことに時間が回せるというような文言があるんですけれども、これについては、私、以前に収納方法が変わったら滞納は少なくなりますと、滞納整理がしやすくなりますというような答弁をいただいたことはあるんですけれども、そのことでダブらせるとわけですが、本当に、これを、条例を施行することにおいて、滞納整理とか、そういうふうに時間が回せるということは約束がしていただけますか。

議長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 滞納整理のほうに時間とか、尽力とか、傾注を約束をということのご質問だと思います。

私のほうが考えておりますのは、これまで私債権につきまして時効の援用とかありまして、なかなか決算でも落とすことができずに、ほかの債権と同じように完了させていただいております。

ただ、今回は、もう基本は徴収というか、回収させてもらうんですけども、やっぱり社会的に認められる弱者の方につきましては、その債権を放棄させていただいて、はっきりもう債権を分けて、その分けた中で、徴収できる債権については、そちらのほうに集中していきたいというふうに考えておりますので、そういう効果が、この条例によって出せれるかなというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） 税機構に回すことになってから、現年度なり、町内での収納業務がおろそかにならないかということが一番心配されたり、危惧をされるところであります。そのことは別に、やはり町内の現年度徴収、町内の滞納整理、これをしっかりとやっていただける条例になりますことを期待して質問を終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

1 5 番、勢旗議員。

- 1 5 番（勢旗 毅） それでは、債権管理条例について1、2点質問させていただきます。

まず、これを見た、この条例案を見た感じとしましては、これは現在やっていらっしゃることを整理して書いてある。これは、こう思ってるんですが、その中で、第1条の中に、これは参考資料の部分には書いてあるんですが、やはり公平性の確保ですね、このことについて、私は第1条で当然、記しておくべきではなかったんじゃないかなと思うんですが、そのところは課長どうですか。

議長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） ご質問のほうで、公平性の確保ということで、今回の条例の1条のところ、目的のほうでは債権管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とするということで、こちらのほうで公平性を確保するという目的をもって、今回、この条例を提案させていただいておるといふつもりをしております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

- 1 5 番（勢旗 毅） この条例の説明資料では、これは制定の背景は公平性の確保ということを書いてますね。したがって、ここでも書く必要がなかったかどうか、それはそれでよろしいんですが。

私は、今回この条例の案を見まして、これはこれとしながらも、このフローがありますね、フロー図が、ここにもう一工夫いったんではないかなという気がしているんですね。それはなぜかと申しますと、今回の下水道の例で見ましても、一つはやはり催告ですね、あるいは管理点検、そういった部分が欠落しておったと、ところが今回の、この条例でも、そのことは、これが確実にできるという保証というものは、ここで浮き上がってこない、私は思っておりまして、したがって、このフローの中で、当然、その管理の徹底の部分で、少しもう一段上に状況を書いておくことが必要ではないかなという気がするんですけどね。

特に、電話や、あるいは出向いて督促をするだとか、そういった部分がですね、この中では何にも見えてこないんですよ。そのことをフローの中で、私は書き加えることが必要だと思いますが、課長どうですか。

議長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） ご質問のほうで、議案資料の11ページ以降に公債権の処理の流れということで、

この後、私債権もございますけれども、こちらのほうで事務の流れを書いております。この中に電話催促とか、そういうのも書いたらどうなんだというご指摘かというふうに思います。こちらのほうには、一般的に見て理解しやすいような部分を取り上げて記載させております。

あと、先ほどおっしゃいましたような、電話で催促するとか、徴収に行くというようなことにつきましては、事務処理に当たる部分だと思っておりますので、それについては今後、この条例をお認めいただきましたら、それぞれの料金を担当しております職員含めまして、研修をさせていただこうと思っております。その中では、今おっしゃいましたような、事務処理の仕方についても税務課でやっております関係のことを職員のほうにも伝えていきたいというふうに思っておりますので、こちらのほうには、そういう細かなところまでは記載はさせていただいておりますので、ご理解がいただきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

- 1 5 番（勢旗 毅） ほかの幾つかの自治体のを見ましても、やっぱりそのことは強調してあると私は思っております、ぜひですね、このフロー図に、もう一工夫といえますか、もう少し知恵を出してほしいなということをお願いをしておきたいと思っております。以上です。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

7 番、伊藤議員。

- 7 番（伊藤幸男） それでは、債権管理条例の制定について質疑をさせていただきたいと思っております。

先ほどから出てますように、この条例制定については、今、大問題になっている、いわゆる下水道負担金問題の今後の対策の一つというふうに、私自身は受けとめておまして、大変重要な条例だと考えております。そこです、議案資料の関係も含めて、かなり見たわけですし、したんですが、なかなか私自身も理解ができなくてですね、初歩的な質問からしか、質問があるかと思っておりますので、その辺はわかりやすくご答弁願いたいと思っております。

まず第一にですね、まず、公債権と私債権について、債権種類一覧ということで10ページに載っておるわけですが、資料の10ページに載っています。

これを見ますと、非常に単純な質問なんですけれども、一方で保育料は時効が5年、学童保育料になると2年、時間外保育は2年、幼稚園保育料は2年、公法の問題もある。下水道と上水道の関係でも料金には、いわゆる公債権と私債権の違いがあるんでしょうが、年限が違うと、時効が。こういうことも含めてですね、理解ができないんですけども、この点での説明、お願いできたらと思っております。

議 長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） ご質問のほうは、議案資料の10ページ、債権一覧表のほうで、債権ごとに区分をしております、時効期間というところが5年、2年、10年、それぞれなっておりますということで、これの説明をということなんですけれども、その時効根拠の法令というのを横に書いておまして、時効根拠の法令、例えば一番上でしたら町税、国保税につきましては時効が5年なんですけれども、これにつきましては、地方税法に明記してあります。これが5年になつるとということで、それぞれの法によって書いてありますので、それ以上の説明ということにはなかなか難しいものがあります。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 課長もご存じだと思いますが、よその町では違う基準を適用しとるところがあります。どう考えたらいいですか。根拠法令が、そうだとするんですけど、ほかの町では違う基準があります。どう考えますか。

議 長（赤松孝一） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時31分）

（再開 午前10時44分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。
植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 貴重なお時間をいただきまして、すみませんでした。

伊藤議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。先ほどの債権種別一覧表のところでございまして、中ほどに、ナンバーでいきますと、9、10、11、12というところでございまして、こちらのほうに債権名称の後にアスタリスクをつけております。これにつきましては、与謝野町では、ここにございますように、農集排の使用料は公債権、それから、幼稚園の使用料は私債権というような分け方をしております、他の団体とは違うことがあるのではないかとというご質問だったというふうに思います。

確かに、与謝野町は、こういう区分をしております、他の団体も違う区分もされております。これについては判例等で、まだ、決まっておりませんので、団体によって、どちらにととるかというのが変わってくるところがございます。特に、ここで言いますと10番の幼稚園保育料というところがございますけれども、与謝野町では、ここを私債権ということで分類しております。

これについては、先ほど申しましたように、最高裁等で確定判決が出ておりませんので、例えば与謝野町のほうで、こちらのほうを公債権扱いさせていただいて、滞納された方を差し押さえるようなことをしまして、判決が出たときに、例えばこれが公債権から私債権に変わってしまったら、私債権なのに強制徴収といってしまうでしょうか、差し押さえしとるようなことが起きますんで、このグレーゾーンのところをリスクの少ないという言い方がいいのかわかりませんが、厳しく徴収をしないほうの債権として分類をしております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私が問題意識を持ったのは、皆さんも、そうでしょうが、どういう法的、法律はここに、法律はこうなんだという根拠を示しているんですが、それがどういう根拠なのかというのがね、基準が非常にわかりにくいということがしましたので、お尋ねしました。

それでは、次の質問に移ります。ここにも出ておりますが、この表にも、いわゆる時効の援用ですね、時効の援用というのはどういう意味内容なのかという点をちょっと詳しく教えていただきたいと思っています。

議 長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 伊藤議員の時効の援用のご質問でございます。時効の援用と言いますが、私債権のほうのことになります。時効、例えば2年とか5年とか、消滅時効が来まして、公債権でしたら税等を、そのまま債権として消滅してしまいますけれども、私債権の場合は債務者本人が、時効で債務がないですという申し出をされない限り残っていると、簡単に言いましたら、こうい

うことかというふうに思っております。その時効が来たことを債務者の方が利益という言い方は変なんですけれども、援用して、その債務がもうありませんねという確認をされるのを援用をするということだというふうに理解をしております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 法律用語というんですかね、よく僕らわからない、援用だというのは、この関係のことで初めて知ったんですが、非常に難しいということと、援用という制度自身が住民的にもね、知られてないところがあるので、これどう考えるかという問題は権利の問題になるのか、これは難しいところです。

次に質問なんですけど、もう時間もありませんので、次にいきますけども、一つはですね、今、質疑の中で感じたことで、順不同ですから申しわけないんですけども、この管理体制ですね、いわゆる債権管理体制を進めていくということになると、今までの体制で十分できるのかどうかというのはね、私自身、非常に疑問を持っています。もちろん特別部隊をつくれればいいが、そんな余力はないと思うので、それはプロジェクトチームといいますか、そういう推進体制みたいなのが要るのではないかと。また、これほどの制度ですから、今でも私、とても私らにわかりませんけれども、専門的なね、こういう分野で、そういうのが要するというのがね、かなりほかの自治体なんかでもね、かなりそこが教訓化されている部分もありますので、その点は体制が要るのではないかと思うんですが、いかがですか。

議 長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 伊藤議員のご質問のほうで、この条例ができた後、今の体制でいけるのかということでございます。今回、この条例の制定によりまして、全課で統一した事務処理をしていくことができるようになるというふうに考えております。この条例の前提としましては、今と同じような原則、原課で徴収する、今の体制で徴収することを私のほうは思っております。滞納対策専門部会等ございますので、そちらのほうで、それぞれの料金の職員を集めまして、先ほどもちょっと触れましたですけども、条例制定後は職員のほうも研修、勉強をしていただいて、そういう徴収のほうを担っていただこうと思っております。

その後、その専門部会のほうを使いまして、例えば月1回とか会議を持ちながら徴収体制のほうは組んでいけたらなというふうなことを考えております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の答弁では対策の会議だとか、それから、専門部会なんかを設けてやらないかんという話をしてたんですが、私は全体で今、やっぱり共通する課題というのは、今回の事件で、いろいろ教訓ができることがたくさんあったと思うんですね。そういう点では、そういう部隊も、プロジェクトチームといいますか、そういう部隊もですね、つくらねばならないん違うかと、これは私の見解ですので、ぜひ検討してください。

次に、先ほど多田議員のほうからの質問で、いわゆる同じ趣旨なんですけど、改めてお伺いしたいんですが、今回の条例が制定されて、この間の今の分担金問題のことでメリットというのは、再度、ご答弁願いたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） ご質問のほうで、この条例を制定してメリットがということだというふうに思っ

ております。与謝野町として債権管理に必要な規定を今回、集約させていただいております。これによりまして、統一的基準、基本方針を示す、これがメリットというふうに考えております。

それから、この制度の透明性を確保するということから、徴収担当職員が事務を進めていく、それから、債務者が納付の相談をする。さらに、こちらの議会のほうのチェックを、この条例により、わかりやすくできるというふうなことをメリットとして考えております。

この3章16条の条例によりまして、それぞれの法を見ていかなくても、この条例一本で与謝野町の債権の管理のほうができるというふうに思っておりますので、その辺がわかりやすく、住民の方もわかりやすくなり、我々職員のほうもわかりやすくなり、議会のほうのチェックもしやすくなるのではないかとこのように思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、答弁いただいたんですが、私の気持ちからすると、やっぱり教訓をどう引き出すかというのはね、今回の事件といいますかね、分担金問題で、ここは非常に重要なことなので、私は、どういいますかね、職員の皆さんのやっぱり決意といいますかね、今、対策会議とか専門部会でやるというんですが、事務的な作業の問題の共有化というのは当然、要るんですけど、構えが非常に大事だと、職員のね、皆さんの。ここが一言で言うたら、そこだろうと、同時に、それを非常に具体的におっしゃっているのが監査委員さんからの勧告報告といいますか、この中身を非常に掘り下げることが大事ではないかというふうに思っています。

次の質問に移ります。時間がありませんので、非常に重要なのはですね、滞納を一掃していくという努力の条例なんですけども、この条例の課題というのは、一つは、この町は低所得者層が非常に多いということですよ。このもとでの努力はどういう、まあ言うたら対応されるのか、ここが非常に難しいと思うんですが、いかが検討されているかをお答えください。

議 長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） ご質問のほうが、本町は府内でも所得の低い団体ということで、私も同様に、そういうふうに思っております。その中で、伊藤議員が危惧されておるのは、徴収強化にならないかということなんかというふうに思っております。今回、この条例をお認めいただきましたら、一方では徴収強化といいましょうか、徴収のほうも強化していく必要があると思っておりますし、もう一方のほうでは、徴収の猶予のほうも明記させていただいております。

考え方としましては、徴収すべきは徴収させていただきます。社会的に認められております生活困窮者等につきましては、やはりそういう救済措置を講ずるというふうなことも明記させていただいておりますので、両方の対応を基本方針としておるというふうに考えております。

これまでの徴収できなかった分につきましては、きっちり強制徴収させていただくことも必要でございますし、先ほど申しました社会的弱者の方につきましては、特別な事情があるというふうな方になると思うんですけれども、そういう方につきましては履行期限の延長、納期を延ばすこととか、それから分納とか、それから、さらに進めると徴収停止も必要だと思いますし、先ほど申しましたが、債権放棄のところも明記させていただいておりますので、硬軟合わせ持った対応をさせていただくことになるというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私、そういう努力を一生懸命やってほしいと思うんですが、絶対数はね、滞納の

絶対数の、私は大半が生活困窮者、もしくは低所得者層だと思っています。ですから、ごくごく一部の方が言うなら、俗に言う悪質な方々だろうと、そこは絞られているわけですから、多くの対象者が、そういう経済的に困難なわけですから、そこにね、やっぱり方針としてもっと充実したマニュアルもつくって、そういう方々への丁寧な対応が要ると、きめ細やかな対応が要るということをぜひ頑張っていたきたいというふうに思っています。

そこで、次に質問なんですが、いわゆる子ども手当でなんかが支給された際ですね、これに金がない場合、差し押さえをするというようなケースは出てくるのかどうか。本来、私はだめだというふうに思っています。全部言うと、裁判例も出ましたよね、この間。ですから、ああいうことに機械的な対応はしないということだと思んですが、この点についての見解をお聞きしておきたいと思います。

議長（赤松孝一） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。子ども手当ということですが、現在、児童手当ということになっております。児童手当につきましては、例えば保育料につきまして現年度分が3カ月以上未納になった場合については、児童手当から特別徴収ができるというふうに法律で定められております。また、保育料のみでなしに、例えば幼稚園の保育料等につきましても、本人の了解がとれれば児童手当から特別徴収をするということが認められておりますので、現在、そういう手法をとらせていただいております。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 非常に、今、法のことをおっしゃいましたけども、しかし実態、余りこの時間、割くつもりはないので、留保しときますけども、次の質問に移りたいと思います。

この間、税機構の問題でも何度か指摘をしたんですが、差し押さえに至る過程での対応の問題です。私は、必要な場合はあると、差し押さえはね、さっき言いましたように。私は気になるのは、最低限の権利として事前通告、事前予告や本人の合意が要るんじゃないかということ、この間、一昨年も含めてですが、二度にわたって質問しましたが、課長の答弁は、そういう場合、事前に予告せずに行きますというニュアンスの答弁がありました。改めて、この点を聞いておきたいと思います。

議長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） ご質問のほう、差し押さえする前に事前通告をする必要があるのではなかろうかというご質問でございます。

ちょうど議案資料のほうの11ページにフローチャートが載せております。この後、11ページのところが強制徴収公債権ということで、税金、町税のところでございますけれども、こちらをごらんいただけたらというふうに思いますが、公債権の矢印の二つ目のところに、点線の中に入って督促というところがございます。ここで納期限30日となりましたら、督促状を発送させていただきます。その督促状を発送させていただきますと、その督促状の中に、文面としましては未納となっている町税を放置されますと、財産を差し押さえる場合もありますので、速やかに納付、もしくは納税相談をしていただきますようお願いいたしますという通知文書を入れていただいております。

この後、督促状を出させていただきますと、10日経過しましたら差し押さえるのは可能になり

ます。私のほうが言っております、これを出した後に個別に、あす差し押さえますとか、そういうような通知は基本的には出ささせていただいてませんので、この督促状を出すこと自体が、もう差し押さえを前提にされておりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の答弁でちょっと一歩前進したかなと思うんですが、しかし、それではね、差し押さえ自身の通告とか、本人承諾にはなっていないので、その努力は一層やってほしいと、もう少しわかるように、本人に伝えるということをお願いしておきたいと思っております。

議長にお願いですが、時間的に非常に余裕がない中ですが、この条例提案は非常に難しい問題や難題を抱えていると思うんですね。私は皆さんの了解が要ると思うんですが、私、一回、全協で学習するなり、それなりのことが要るのではないかというふうに思ってます、ご検討をお願いしたいというふうに思っています。終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ただいま伊藤議員のほうより提案としまして、大変重要な条例でありますので、いわゆる、この採決をするまでに、全員協議会でもう一度、この勉強をしたいというご意見でございますが、いかがでしょうか。

必要なければ必要ない、必要あれば必要ある、どちらかの意思表示をお願いします。
必要があると思う方。

（「はい」の声あり）

議 長（赤松孝一） 2名、はい、却下します。

それでは、続行いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第108号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第108号 与謝野町債権管理条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第2 議案第109号 与謝野町税外収入金督促手数料等徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第109号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第109号 与謝野町税外収入金督促手数料等徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第3 議案第110号 与謝野町簡易水道給水条例の一部改正について、及び日程第4 議案第111号 与謝野町給水条例の一部改正について、以上2件を一括議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、議案第110号及び議案第111号について、一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) それでは、議案第110号の簡易水道の条例改正についてお伺いしたいと思っています。

まず、提案理由で述べてあります内容ですが、この文面を見ると社会保障の安定財源を確保するというので、いわゆる消費税にかかわる条例改正ということですが、私は今回の消費税が、税率アップ自身が社会保障に安定的財源をするなんてことは、私自身は全くそう思っていないんです。提案理由の安定的財源を確保するとは何なのかという点をお聞かせ願えたらと思います。

議 長(赤松孝一) 吉田水道課長。

水道課長(吉田達雄) ご質問にお答えいたします。今回の消費税の税率改正につきましては、国のほうで定められておまして、その法律の中で今、議員がおっしゃられたような社会保障の財源確保というようなことになっております。

したがいまして、私のほうでの答弁は差し控えさせていただきます。

議 長(赤松孝一) 伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) そもそも社会保障のためと言ってきたわけですが、そういう理由で消費税が強行導入されるという経過についてはご承知のとおりです。

国民の中にも、非常に今やるべきではないということも含めてね、過半数以上の方々が、7割か8割ぐらいだと思いますが、今やるべきでないという多数の世論があるわけで、そういう立場からしてですね、違和感を覚えるものです。

そこで、お伺いしたいと思っているのは、従来からですね、現在でも、今の料金には税が入っているということですよ。5%分を税に、これは税が入っているけども、今回の、今の料金は町側が吸収してきたわけですね、個人負担の分、5%分を上げて、今の料金が決まったわけではなく、こういうことですね。この点を確認します。

議 長(赤松孝一) 吉田水道課長。

水道課長(吉田達雄) ご質問にお答えいたします。今、議員のほうからおっしゃいましたように、今までは内税方式ということで、税を料金の中に含む形にさせていただいております。消費税が、そ

もそも導入されてから、水道の使用料につきましては、その税の分を常に従来の使用料の中に含むというような、現在の内税方式でやってまいりまして、経営の実情とちょっとかけ離れた部分がございます。

したがいまして、ご承知のように料金の改定もお世話にならなければいけないような、そういう検討もさせていただいているような実態がございますので、この際に、きちりと税とは分けて、区分させていただきたいということが趣旨でございます。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今までは、今、説明があったように、今までは町の財源で、基本的に事業と財源で賄っていくという立場でこられたと、今回は、来年4月からについてはですね、5%までは吸収してきたけれども、今度は3%アップなんだけど、消費税は、しかし、いわゆる8%を課税加算すると、こういうふうになるわけですか。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。今現在の現行料金、これにつきましては、消費税の5%を含んだ形にしております。

次に、お世話になろうと思っておりますのは、一旦、税を、いわゆる消費税ですね、消費税を一旦、抜いて、税抜価格にした上で8%をお世話になるということでございますので、5%に、さらに8%というような考え方ではございません。

一応、今の内税方式を外に外しますので、5%分も一旦、外に外して、改めて8%を掛けさせていただきますということにしております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） わかっているんですが、確認をさせていただく意味で、町民の皆さんも非常に關心のあるところですから、私が言いたいのは、今回も仮に、3%分がアップするんですが、町の財政、いわゆる事業で吸収させるとしたら、どのぐらいの負担になりますか、概算で結構です。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。大ざっぱな試算で申しわけないんですが、今の現行料金のまま、仮にですよ、仮に8%も現行料金のままで進めていったといたしますと、ざっと1,200万円ほどの収入が年間で減ってしまうというような状況になってまいります。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう一つお伺いします。10%になるのが、再来年ということになると思うんですが、その場合の試算はされてますか。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。10%になって、今の現行料金のままで推移をさせたいたしますと、ざっと2,000万円ほどになる試算をしております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 非常に大きな負担になると、この間、値上げも見送らざるを得なくなってきたという経過もあって、財政的には非常に厳しいものがあるなというふうに思っています。

問題はですね、消費税が、こういう時期に上げられるということ自身がね、この議場の方々はよくよくわかっておられて、口になかなか出せん雰囲気もあるんでしょうが、やっぱり景気を冷

やす、余計に悪くすると、このことが非常に大きな問題だと思っています。ですから、今でも国会周辺では、そのことも含めたデモンストレーションも行われておるわけでありまして、業界もすぐに撤廃せえという、そういう意見を出す団体も出てきています。ともかく、そういうことですが、ともあれ動きで言えば、そのことの対応が要るということで、条例改正が出たわけですが、私どもは同じことを、また、下水道の関係で申し上げないかんことになりますので、このことで、そのことも含めて指摘をして態度を決めたいと思っています。ありがとうございました。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

まず最初に、議案第110号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第110号 与謝野町簡易水道給水条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第111号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第111号 与謝野町給水条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5 議案第112号 与謝野町公共下水道使用料条例の一部改正について、及び日程第6 議案第113号 与謝野町農業集落排水処理施設条例の一部改正について、以上2件を一括議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、議案第112号及び議案第113号について、一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

最初に議案第112号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第112号 与謝野町公共下水道使用料条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第113号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第113号 与謝野町農業集落排水処理施設条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7 議案第114号 与謝野町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第114号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第114号 与謝野町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8 議案第115号 与謝野町後期高齢者医療条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第115号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第115号 与謝野町後期高齢者医療条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9 議案第116号 平成25年度与謝野町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、私は5号補正について質問をしたいと思っています。

23ページになりますが、KTRの事業にかかわって質問をしたいと思います。今回の200万3,000円ですか、追加補正をされたというふうに思いますが、この点での事業の詳細をお聞かせ願えたらと思っています。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。23ページの北近畿タンゴ鉄道利用促進対策事業で、今回、北近畿タンゴ鉄道災害復旧事業費補助金200万3,000円を計上させていただいております。これにつきましては、9月に発生をいたしました台風18号による災害復旧に要する経費について、与謝野町の負担区分による補助金を計上させていただいたということでございます。ご承知のように、9月に台風18号が襲いまして、宮福線、宮津線、これらについて災害が発生をいたしております。被害の状況でございますが、宮福線につきましては、おおむね5カ所ございまして、被害額が1,193万円、内容は冠水、いわゆる完全に水の浸かってしまう冠水による機器類の埋没、あるいは土砂の流入、法面の崩壊などでございます。また、宮津線につきましては、おおむね2カ所ございまして、被害額が3,490万円でございます。

内容は、法面の崩壊によるもの、土砂の流入によるものとなってございまして、両線合わせまして4,683万円の被害が発生をいたしております。これにつきましては、国の補助採択によるような災害ではないということで、京都府、兵庫県並びに沿線自治体の負担によって、早急に復旧をしていくということで、規定の算出方法によりまして、与謝野町が、この被害額に相当する負担として200万3,000円させていただこうというものでございます。

議長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 改めてちょっとお伺いしときたいんですが、KTRにかかわる町の予算で結構ですが、追加とかあるんでしょうけども、昨年の決算はわかっているんですが、総額としてはどのくらい持ち出しておられるんだろうということを教えていただけたらと思っています。

議長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えをいたします。KTRにつきましては、平成24年度の決算を見ていただきますとおわかりいただけるだろうというふうに思っておりますけれども、幾つかの補助金を交付させていただきまして、運営を継続していただいております。この中で、いわゆる赤字対策というものにつきましては、鉄道経営対策補助金という形で、昨年度の決算では215万4,300円を出させていただいております。

それから、赤字とは別に鉄道軌道、いわゆるレールですとか鉄道の機器類、これらの更新事業

などによります当町の負担というものが、鉄道軌道輸送対策事業費補助金としてございますが、これが251万3,336円、約250万円ということでございます。

それから、今後、再生に向けて支援をしていく、例えば、昨年度の場合、あかまつ、あおまつの整備に要する負担というようなことでございますが、これが再生支援事業補助金として944万1,000円でございます。

失礼しました。一番初めに申し上げました鉄道経営対策補助金215万4,300円は、また、別のものございまして、これは固定資産、KTRの固定資産を支援するための補助金ということで訂正させていただきます。一番大きな、最初の赤字負担というものの当町の補助金につきましては、鉄道安全運行維持費補助金という名称で3,268万2,000円を支出させていただいております。

ちょっと手元では、この合計ができておりませんが、おおむねこのような形で平成24年度の決算は出させていただいております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） おおむね4,000万円前後ということになるんだろうと思います。毎年4,000万円を出している。

お伺いしたい二つ目は、さきの全員協議会で経営改善の対策の一つとして、上下分離方式が提示されまして、その説明を受けたわけですが、びっくりしたんですけども、ともかく全協で明らかにされたら、この計画のですね、今、詳細に資料を持ってないんですけども、経営的な見通しみたいなのは、あれでどういう前進が勝ち取れたのかなというのがね、勝ち取れるのかという、この計画のですね、明らかになっておれば、わかれば教えてほしいと思います。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。直接、今回の補正予算と関連をしませんので、具体的な資料を持ち合わせておりませんが、今、上下分離に向けました手続と申しますか、作業は進行中ということでございます。全国の事業会社に公募をかけまして、その公募に手を挙げられる事業者を集約中ということでございます。

これを評価選定委員会において評価選定をされまして、一番最も適切なところに決めていくという方向で今、手続が進行しているという状況でございます。平成25年度内には、おおむね最適の提案事業者が決まってくるのではないかとこのふうにお聞きをいたしております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、言うてる上下分離方式ということで注目されているわけですが、私がね、皆さんも新聞紙上で、報道でお聞きになっていると思うんですが、信楽鉄道が台風災害も受けて、もうやっていけないと、上下分離方式を選択したんですが、もうやっていけないということで一旦、そういう声明を出してましたけども、ここへきて国が支援をしたと、災害支援をしたということで、続けようという判断ですね。

しかし、見てますと、ほかの場合もそうなんですが、なかなか決定打にならないと、いわゆるローカルの、こういう第三セクターの運営が非常に厳しいものがあるということが報道をされています。その点は、別にお伺いするつもりはないんですが、私が、時間がありませんので言いたいのはですね、この間、町営バスの運行や公共交通網の整備の問題で指摘していた、課長にもお

尋ねたことがあるんですが、公共交通というもののあり方の問題ですね、私はね、これは明治以来、例えば郵便局だとか、国鉄だとか、これは言ったことがあるかと思いますが、山間僻地どこでも、いわゆる基準、安い低料金の中で、はがきなんかはされると、こういうナショナルミニマムですね、それから国鉄の場合でもそうなんですよね。考え方としては、どこへ行っても何キロというところでは、全国一律の料金でやれると、こういうことで、非常に明治の方々、本当に頼もしいというか、すばらしい考え方を持っていたんだと思います。

それはともかく、その後いろいろなことがあって政府自身も採算主義、効率主義でどんどん民営化の道を歩きました。これが北海道のJRの問題を起こしたり、いろいろ出てますけれども、私は言いたいのは、先ほど述べたですね、住民の足となる公共交通網というのは、基本的に国民みんなが平等にナショナルミニマムという考え方で、どこに住んでいようとも基本的に保障されると、これが大事だと思うんですね。

ですから、高齢化の中では病院に通うことも、買い物をすることも、社会見学したり旅をしたり、こういうことも含めて非常に大切なことだというふうに思っているんですね。この点は課長は共有していただけますね。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。その点は、共有させていただけるというふうに思っております。いわゆる公共交通によって公共交通以外の手段を持たれない方々の手助けになっているということですので、それは、その部分ではおっしゃるとおりではなかるうかと思っております。

大事なことは、このような公共交通をどうやって安定的に経営をしていくか、そのことにあるのではないかというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、課長もおっしゃったように、私は考え方で言えばね、今、非常に高齢化が進む、今、日本社会の全体で言えると思うんですけども、私どもは交通権という言い方をしました。交通できる権利のことを言うんですけども、保障された。これは、半ば基本的人権だろうという考え方に私どもは立っています。そういうありの方で考えれば、本来、公共交通網というのは、国がナショナルミニマムを、全国的に責任を持って、列車もバスも船も、こういうエリアの整備というのは、国の基本的な課題だというふうに思っているんです。こうしてこそ。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員、ご高説もとてもなんですが、これ予算の案からすると大分拡大されますんで、私ある程度認めてますけど、ぼちぼちこの辺で集結お願いします。

7 番（伊藤幸男） そういう考え方ですね、国の交通権にかかわる問題だと思うので、ぜひ、それは保障されるべきもんだと、鉄道は国道と同じだと思っています。国道と同じだと、そういう扱いをすべきだというふうに思うんですが、町長にお伺いします。今いう考え方でね、鉄道は本来、国が国道のように扱うべきではないかというふうに思っているんですが、考え方をお教え願えたらと思っています。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 本来、今までそういう格好だったのが、もうこうした形でKTRという、北近畿タンゴ鉄道という、第三セクターで動く、こうしたものを我々が選んだわけですから、やはりその鉄道が本当に身近な我々の足を確保するために、今後おっしゃるように高齢化が進んでいくと、

なかなか思ったときに思ったところへ行けない、そういう状況が生まれてくると思いますので、できるだけ一人でも多くの方が、この身近な鉄道を愛していただいて、乗っていただいて、この地、それがまた、地域の活性化につながると思いますので、国道という考え方というよりも、我々の鉄道としての考え方をお互いに共有する必要があるというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 先ほど言いましたように4,000万円、毎年払うと、そのことで経営を維持すると、KTRのね、非常に大変なリスクを町自身が持つてるわけですね、ですから、やっぱり鉄路も今、ナショナルミニマムという話をしましたけども、本当に維持しようと思えば、もうそういうことしか打開の道はないんじゃないかというふうに思っています。以上、述べて質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありますか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、一般会計の補正にかかわりまして2点ほど質問をしたいと思っております。

まず一つはですね、43ページにございます自然循環型農業推進事業費の委託料が減額になっておるので、農林課長にお尋ねをしますが、平成25年度では、この自然循環型農業への取り組みというのは、どういうふうに発展をしてきたか、ここのところをお願いできますか。

議 長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。今、自然循環農業の発展ということでございますけれども、平成25年度につきましては、根圏活力農法、これの3年目を迎えておるということで、一定の結論といえますか、結果が見えるというふうに思っております。そのほかは、特に米価を何とか下支えする、なおかつ売れる米として付加価値をつける、これが目的でございますので、厳しい米価の情勢の中では一定、そこをいかにして維持をするか、そういったところを主眼として展開をしております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） この状況についてはわかりました。

今回、この12月議会の中でも、一般質問の中で産業振興なりですね、農業振興についていろいろ提案がされましたし、また、質問もありました。町長からも現状が説明をされたところですが、特に、この自然循環型農業について考えてみますと、最近、この出版といえますか、出されたものに、一つは町長がお書きになつる「お母さん町長奮闘記」、また、今年9月に発表されております過疎地域の産業と福祉をめぐる小規模自治体と事業者の連携、京都府与謝郡与謝野町における調査研究ということでですね、立命館大学の産業社会学部、中西典子準教授がお書きになっているものがございます。

これを見ますと、与謝野町の取り組みの経過と現在につきまして、非常に高く評価をされているんですが、この資料につきましては、農林課から出ていると、こういうことでよろしいでしょうか。

議 長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） どちらにつきましても、原稿等をつぶさに添削させていただくというようなこと

はなかったようには記憶しておりますけれども、基本的な考え方といいますか、そういったところは農林課が、それぞれ示しておることに基づいておるというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） これをお読みになった方から、私のところにも幾人かの方からメールや、与謝野町は、すごい取り組みがされておると、こういう声をいただいて、全国でも高い評価を受けているというふうに、よくわかるわけですが、その町長のお書きになっている部分で、ちょっとこれを見てみますと、いかがかなという部分がございます、この点について、まず、お伺いをしたいと思っておりますのはですね、きょうちょっとまだ、こんな早い質問だと思っていないので、持ってきてないんですけども、町長の著書の中で自然循環型農業の説明がされていますが、私が疑問に思いましたのは、与謝野町では農業は重要な産業です。恵まれた自然の力を大いに生かすために、自然循環型農業に取り組みますと、これは事実なわけですね。

京とうふの藤野とうふさんから出たおからと、漁協から出た魚のあらと、こういうことでつないであるわけですが、中西準教授のお書きになったものではですね、京の豆っこ米は与謝野町内の豆腐工場から出るおからを主原料にした、以下、こういうことで書いてあるわけです。

実際には、私は、これがいかがなものかと思っているのは、今、京とうふ加悦の里から出ているおからはですね、数年前から、私は全く使われてないというふうに思っておりますね、農林課がお書きになっている、このチラシを見ますと、そういうふうには書いてありません。おからを使っているということは、これはわかるんですが、そういうふうに限定をしますと、ちょっとこれは、いかがなものかなと、こういうふうに思っております、まず、町長はですね、このことについて、どういうふうに思われますか。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 農林課長のほうから答えていただきます。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 先ほどのご質問の中に、数年前からということがありましたですけども。

15番（勢旗 毅） 私の理解が。

農林課長（井上雅之） 現実、約1年ほど前から京とうふ加悦の里のおからについては、原料としては使用をいたしておりません。これは理由がございます、昨年、定期的に肥料の成分をはかって検査をしておるわけですけども、ある一時期から若干、本来出るべき値が低目に出るところが、ぽつぽつ見受けられたということがございまして、いろいろと調査をいたしました。その結果、これも京とうふさんのおからが他のと異なりますか、従前のおからの持っております成分よりも低いということが判明いたしまして、そこで京とうふさんとは協議をいたしまして、なかなか、肥料も有償でお分けをさせていただいておりますので、そこはそこで製造者として責任があると、そこを理解いただきまして、京とうふさんのほうは京とうふさんのほうで、おからも多様な活用、これをされてきておりました。その中では、聞き及んでおるところによりますと、豆乳を有効におからから絞るというようなことを最近されたというようなことがございましたので、それはそれで、やはり京とうふさんとして、企業としての有効活用、資源の有効活用には変わりはありませんので、そうでしたら、今後、その低い成分のおからでも何とか豆っこ肥料の原料として使えるように、町としても研究をしていきますので、その間は一旦とめまじょうと、それは

お互い合意をして、それはきょうにも至っておるという理解というか、そういう状況でございます。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 私は、それはそれで理解しております。ただですね、気になりますのは、いわゆる与謝野町でつくった大豆を使って豆腐をつくっているという一つのふれ込みになっていると、私は思ってるんですけど、何割かは。

しかし、そういうことになりますと、これは外国産の大豆を使ったほうが、いわゆる成分比で見ると上がるのではないかなと、こういうことが言われておるような気がするんですけどね。そのところは課長、どうでしょうか。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えをいたします。京とうふさんの大豆につきましては、肥料として、原料として与謝野町が活用もさせていただいておりましたけれども、基本的に質がいいということが、当時から言われておまして、肥料は口には入りませんが、おからを使ったクッキーでありますとか、今でしたら、ああいうコロッケの原料とか、そのように、口に入るような品質が高いということで、もうこれは、それこそ数年前から京とうふさんは、よりおからに付加価値を高めるといことで、そういった食用の活用にシフトされております。その時点から、大半といいますか、結構な量は食用に行っておりますので、それは、先ほど申し上げましたように、資源の有効活用ということでございますので、それはそれで、町といたしましても、いいことだなということで対応をまいりました。基本に外国産のおからが、成分がいいとか、そういうことではなくて、今回でしたら、外国産であれ、日本産であれ、おからを、通常おからとして出るものから、もう一度、豆乳を、いい成分を取り出されておることだと思っておりますので、外国産、日本産とか、そういう点ではないというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） よく、課長わかります、それは。ほんでね、この栄養分析をされたものは、いろんなものが出ております。どういう成分が含まれているということは、ただですね、肥料と使う、いわゆる窒素リン酸カリについてのですね、そこまでの詳細の分析をされたものは余り出ていないんですね。したがって、課長のおっしゃることはよくわかるんですが、どうもちょっとこれ気になりまして、お尋ねをしたということと。

それから、今、この食品の一番もとがどうであるかということについて、いろいろと言われておる時代ですのでね、私は、これは町長にも、いずれまた機会がありましたら、この表現は、課長のお話では、これからまたやっていくんだというふうには聞こえましたが、私は若干訂正が必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） そういうご指摘も、あの後いただいた方もございます。しかし、もう出てしまっている話でございますし、実際に、そのこの材料を使った取り組みもなさってたということで、特定の名前を挙げなければよかったんですけども、やはりだけど、この当地にあるお豆腐屋さんという、そういう認識で申し上げたと、そこからやはり出るものが循環しているということだったので、そういう部分については綿密な、そこまでの訂正はしておりません。はい。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 農林課のほうでいろいろ頑張ってますね、こういったコシヒカリについて出ておりますが、これはこういう記載がありませんので、これはこれで私は全く問題はないんですが、この中西準教授の場合もですね、私はやっぱり先生にご迷惑がかかってはいけないし、そういうあたりはですね、若干説明が要るんじゃないかなというふうに思いますが、これは課長、どうですか。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えいたします。中西準教授さんと面識もございませんので、なかなか、どのようにお伝えをしたらいかというふうに苦慮するところでもありますけれども、その1点にかかわらずですね、町のパンフレット、確かに町のパンフレットには、自然循環農業ということで地球規模、大きくいうたら、そういった規模で自然を循環させましょうということを基本にしておりますので、そういう記述はいたしておりませんが、でも、やはり一般の農家さんでありまして、やはりイメージといいますか、見た第一印象で、どうしても、その地域での簡潔型ということが印象づけられるのかなというふうには思っております。

特に、この秋というんですか、話題になりました、ああいうホテルの食品の表示の関係、そのこともございますので、改めて、そういった広報といいますか、周知はする必要はあるというふうに認識しております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 課長、ひとつこの中西準教授のお書きになったものをですね、全体に目を通していただいて、その中からですね、また、今後やっていくんだということならそれはいいわけですし、ぜひとも、そういう誤解がないように、一つお願いをしたいと思っております。

農林課長にもう1点だけ関連してお伺いをして、課長の部分を終わりにしたいと思っておりますが、一つは昨年も私、申し上げておりました農村女性の家を使ってのみそづくりが、去年で終わった、ことしの春で終わったわけですが、今年といいますか、これから春にかけても、そういったグループが使われるやに聞いておりますが、その辺のことはお聞きだったらお願いできませんか。

議長（赤松孝一） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） お答えいたします。農村女性の家につきましては、冬期に主に、そのみそづくりで使われておるということでございました。この春ですか、そのみそづくりについても、そろそろもう終えんを迎えるんだというようなことをお聞きしまして、この間、何度か接触もさせていただいたり、特にJAさんの関連部会ということがございましたので、JAさんにも確認いたしました。私の認識といたしましては、使うというようなことは承知はいたしていません。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 私のところで聞いておりますのは、あそこを、ぜひとも使いながら、またやっていきたいというような方もあるやに聞いておりますので、ひとつ十分相談に乗りながら、また、使用料の関係はどういうふうになるかわかりませんが、ひとつまた、応援をしてあげてほしいなと、このように思っております。よろしく申し上げます。

それでは、49ページの産業振興事業費補助金につきまして、商工観光課長にお尋ねをしたい

と思っております。創業支援補助金ということですね、12月の一般質問の中でもいろいろとご質問がございまして、町長のほうからですね、いろいろ答弁をいただいたわけですが、再度この創業支援補助金の活用状況についてですね、ひとつ課長、まず、お願いをしたいと思っております。

議長 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 今回の補正では、産業振興事業費補助金でございまして、議員お尋ねの部分は、企業支援型のほうでしょうか。

15番（勢旗 毅） 今のでいいんです、私が間違えておりました。課長のおっしゃる事業の補助金の減額の分、減額じゃない、ふえたんですね。ふえた補正予算、これでよろしいです。

商工観光課長（長島栄作） この部分でしたでしょうか。

この部分では、広く創業支援ですとか、新商品、新製品開発ですとか販路開拓でございまして、それぞれの分でご利用がふえてきておりまして、その分の増ということでございます。

議長 長（赤松孝一） 勢旗議員、申しわけございませんが、ここでお昼といたしますので。

15番（勢旗 毅） もう少しありますので、よろしくをお願いします。

議長 長（赤松孝一） お昼からゆっくりしてください。

それでは、13時30分まで休憩といたします。

（休憩 午後 0時00分）

（再開 午後 1時30分）

議長 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

議長 長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、時間がございませんので、もう1点だけですね、これは町長にお聞きをしておきたい。産業振興にかかわって、よろしくをお願いします。

今月の初めにですね、幾つかの新聞で、北近畿経済新聞をはじめですね、朝日新聞、ほかの新聞で、ある企業が、これは6月の雇用対策の金を使って研究をされて、その一応、成功したということで発表がされまして、新聞報道がされました。このことについてお尋ねをするんですが、旧加悦町で、いわゆる平成3年に東京農工大学と、このシルクパウダーの研究をやりまして、これを世に出してから22年たつわけでございます、きょうまでに約27億円ほどの商品を販売ができたと思っております、単品では、これは丹後には、この商品は、まだ、これを超えるものは出ていないと、こう思っておるんですが、今回、今までの2規定塩酸による加水分解に加えまして、酵素分解で、いわゆる生糸を溶かして、そして、シルクペプチドという新しいタイプのシルクパウダーをつくっていくと、こういう研究で、京都府の中小企業総合センターとして、一緒にやられたと、このことについては町長はご存じだと、こういうふうに思うんですが、これが新聞の報道によりますと、これは朝日新聞ですけれども、大体90グラムを1万1,000円から1万2,000円で販売するんだと、こういうふうに発表をされております。

しかしながら、これ1グラムにしますと百何十円になるわけですのでね、これはとても、こういうことではできないんじゃないかなと、いわゆる消費が難しいと、こういうふうに思うんですが、この事業を研究をただけでとどまらずですね、これから事業化をしていこうと思うと、非常に膨大な資金が要ると思うんですが、町はその研究に金を出したと、しかし、これから事業化

を進めていくためには、どの辺まで応援をしてもらおうかということが、非常に大きなポイントになってくると思うんですけどね、こういった取り組みに対して、町長のお考えをお聞かせをいただきたいと、このように思っております。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 商工観光課長からお答えさせていただきます。

そのことにつきましては、新聞報道等でも知っておりますし、また、そういうのにかかわっている方たちが、何とかいい方法はないだろうかというふうに相談にもお越しになっていると思いますので、課長のほうからお答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 私のほうから、少しお話させていただきます。議員さんご指摘の起業支援型の中での事業ということで、その部分、町もということで、国の補助が100%というような中での雇用を伴いまして、そこで酵素分解のパウダーの研究をされるということでございまして、その部分では1年間のスタートの起業支援の部分でございまして、その後は、また、その企業のいろいろなノウハウ、研究の成果でまた、今後、大きく発展されるのかなというふうに思っておりますけども、一定の相談等も行っておりますけども、また、いい方向になりまして、精度なりランクなりが分かれてきたりする部分も出てきて、いろいろお互いの商品が、また、より効果的に販売ができるのかなという部分も検討しておられると思っておりますので、よろしくお願いたします。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 課長もご承知のように、このアミノ酸の分野ですね、これは非常に幅が広がってございまして、大変な商品が今、生まれておるわけですが、このシルクパウダーにつきましては、私は丹後が、やはり生んだ一つの商品としてね、これから一層力を入れて、私は応援をさせていただきたいと思うものですから、これからどういう、会社自体が、あるいは組合がどういう格好でやれるということは、まだ聞いておりませんが、ぜひとも、町も研究を当初はさせたと、しかしながら、これをですね、事業に向かって、本格事業化に向かってですね、進められるようにひとつご支援を、今後の中でご相談をいただきたいと、このようにお願いをしておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

4 番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、一般会計の補正予算につきまして質問をいたします。

1点目は、補正予算書の69ページにございます、一番下の段でございます。図書館の管理運営事業につきまして、お尋ねいたします。このシステム改善委託料につきまして、産業建設常任委員会でも、ほかの課でも問題になりました。どういう委託改善をなされるか、まず、お尋ねいたします。

議 長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） お答えいたします。このシステム改修につきましては、今、使っております図書館管理用のパソコンにおきまして、これがXPというOSを使っております。これの保証期限が、もう3月で満了するということで、安全を確保するために、このOSを、Vistaとい

うOSの機器に更新をさせていただくものです。V i s t aも古いわけですけども、これにつきましては、学校での教職員パソコン、これの活用をさせていただくというものでございます。スペック的に十分であるということで、この有効活用をさせていただくというものでございます。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 町内の図書館のネットワークの強化ではないんですか、違うんですか。その改善はできているんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） お答えさせていただきます。ネットワーク改善を、その各館、支所ともに、いわゆる回線というんですか、ネットを通じまして、専用の、その貸し借りというんですか、そうしたことができるようになっておりますので、その部分は、これまでどおり十分にできているのではないかなというふうに思います。今回の分については、あくまでもパソコンの基本システムというんですか、その更新をさせていただきたいと、パソコンは古いやつを使って、その設定費用だけを委託でお願いしたいというものでございます。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） これ私、二度目の質問になるんですけども、加悦の図書室ですか、図書室ですけども、教育委員会の配慮、町長の英断によりまして、加悦の図書館は2階から1階におりて、多くの方が利用しやすくなりました。私も先日の土曜日、日曜日のイベントの準備のお手伝いをしてましたら、かなりの人の出入りがございまして、聞いてみますと、貸し出しの本が300冊以上超えたというふうに聞いております。

そこで、現場とか地域の要望で、なぜその雑誌を充実してほしい、あるいは新聞を置いてほしいという理由が何かあったような気がしましてですね、それは、その子供さんを連れてお母さん、あるいはお父さんが来られるわけですから、そういった面の充実をしてほしいという要望でございます。この点につきまして改善というか、前進はあったんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） お答えいたします。たしかに議員おっしゃるように、たくさんの方にご利用いただいている中で、そうした新聞はもとより、いろんな雑誌等につきましても、充実させたいのは山々に感じております。ところが、あくまでもやっぱり予算等がございまして、ただ一定、この部分については、今回の予算要求でも教育委員会としては一生懸命頑張っていきたいなというふうに思っております、お願いはしております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 俳句大会が知遊館でございまして、知遊館の図書館も行きましたけども、かなりの雑誌の量がございまして、新聞は全国紙と地方紙がそろってます。図書館と図書室の違いがあるんですけども、今、課長の答弁にありましたように、ぜひとも加悦の図書室の充実をお願いしときたいというふうに思います。

そこで、高齢者のために大きな文字の図書が並んでいるんですけども、この点の充実の予定はあるんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） お答えいたします。図書もいろんなものがありまして、また、その嗜好とか、

それから、今おっしゃるような高齢者向けですとか、子供向けですとか、それぞれある中で一定の予算の中でやりくりをしております、確かに今後、高齢化人口が上がっていく中で、そうした人への配慮は十分考えていかんなんというふうには考えております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） ぜひともお願いしておきたいと思います。

続きまして、65ページでございます。新加悦中学校の建設につきましてでございます。報告を受けてますところは、設計委託料等々出てますけども、この現在の状況ですね、実施設計の状況だと思っておりますけども、今年度内に完成させたいということで、よろしいのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） お答えをいたします。これまでから申し上げておりますように、平成25年度3月には成果品として実施設計が上がってくるというふうに思っております。先日の打ち合わせでも、今のところ予定どおり進んでいるということですので、最終的には、また、2月ごろに検討委員会でもご報告を申し上げ、3月に完了というふうなスケジュールを進めたいというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 実施設計段階でございますので、一般的によく言われることでございますけども、校舎が変わればですね、子供を変えるとよく言われるところでございます。そこで、新しい発想で教室づくり、校舎づくりができるかというのが大きな問題だというふうに思います。

そこで、お尋ねいたしますけれども、文部科学省が2011年度に新学習指導要領の施行に合わせてですね、校舎の整備の考え方、学校施設整備指針を全面改訂して出されているところでございます。ですから、本町の実施設計の段階におきまして、この整備指針を生かした設計になっているのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） お答えいたします。今回の整備につきましては、もちろん文科省の補助金も一定お願いして建築をするという予定になっておりますので、当然、設計に当たりましては、そういった文科省が出しております指針に基づきまして設計がなされているというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） そこで、一番私が印象に残ってますのは、文教厚生常任委員会で視察に行かしてもらいました福井市の市立至民中学校でございまして、和田次長も行っていただきました。この最大のポイントはですね、着きましたら地域の方のボランティアが校舎を案内していただきました。この点が驚きでございましたけども、そこで取り組まれておったのは、市民に開放するホールがありまして、地域と学校が交流できるということ。また、反面、子供たちは農作業の手伝い、あるいは地元の祭りに積極的に参加すると、地域に本当に開かれた学校づくりをされていたというふうに思うわけでございます。

そこで、ぜひとも本町の校舎を全面改築するに当たりまして、その子供たちを変えるという意味で、こういった点を取り入れて、本当に開かれた加悦中学校づくりを目指してほしいというふうに思っておりますけども、現在の取り組みはいかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） お答えします。施設面で申し上げますと、それは最新の、いろんな学校の先進事例なんかも設計者が取り入れて、施設面はもちろん充実が、そういった面では開放的な校舎ということで、それは導入が可能だというふうに思っております。

それから、その後のソフトの関係につきましては、もちろんこれまでも、その地域に開かれた学校づくりということで、いろんな地域の皆様が講師になって学校に来ていただいて、生徒との交流をしていただくとか、そういう取り組みは、これまでからも、徐々にではありますけども進めてきているというのが現状です。

今後、さらに新しい校舎になったということで、その校舎を見学していただくという機会も今後ふえるでしょうし、そういったものも生かしながら、地元の方と生徒の交流ができればというふうには考えておりますけども、いずれにしましても、学校の考え方といいますか、というものもあるでしょうし、委員会としての考え方も今後、整理していかなければならない点はあるというふうに思っておりますので、ご意見としてお伺いをさせていただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） そういった点を取り入れながらの準備を進めていただきたいというふうに思います。完成のね、最終年度だけお尋ねしておきたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） 現在の予定でまいりますと、3カ年の事業にしておりますので、完成が平成28年度末になりますので、平成29年3月を、現在、目途に計画を進めさせていただいております。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 工事の期間が3年かかるんですか。わかりました。

続きまして、有線テレビの施設管理運営事業、21ページでございます。加悦地域振興課長でよろしいのでしょうか。どういう施設管理の工事が始まるのでしょうか。

議長（赤松孝一） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） お答えいたします。杉上議員ご質問は、21ページ有線テレビ施設管理運営事業でしょうか。これの工事請負費ということで、ケーブル移設工事費500万円を追加計上をさせていただいております。この移設工事につきましては、現在、張っております有線テレビケーブルが移転する工事、移設する工事ということで、共架をさせていただいております。電柱ですとか、NTTの電柱が移転する際、同じように光ファイバーも移転するというので、経費を見込んでおります。

これまで、当初800万円を計上させていただいておりましたが、足らなくなりましたので、今回、追加計上させていただいたというものでございます。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） お尋ねいたします。これまで放送された膨大な情報は、どういう管理をされているのでしょうか。

議長（赤松孝一） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） お答えいたします。加悦町時代から、平成3年当時から放送してある番

組につきましては、全て保存をしております。新しい光ファイバーになってからの部分につきましては、ブルーレイディスク、円盤ですね、ディスクに保存して、番組を全て保存しております。それまでの分につきましては、デジタルテープという、カセットテープですけども、これに全て番組を収録して保存をしております。保存場所は、今、有線テレビの事務局がある別館の中の棚で整理をさせていただいております。以上です。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） そこで、総務課長にお尋ねしたらいいと思うんですけども、先般、13日に特定秘密保護法が公布されました。これは、よほど情報公開がしっかりしてないと、大変危険な法案であるというふうに言われております。地方自治体と国の関係と、今、地域振興課長からありました膨大な情報を含めまして、どういう影響といたしますか、どういう対応といたしますか、どういう見解をお持ちか、ちょっと難しいですけども、総務課長だと思っております。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 杉上議員のご質問にお答えいたします。特定秘密保護法でございますね、十分に私、まだ、承知をいたしておりません。一般的には国の防衛だとか外交、そういったもので、極めて秘密を要するものの情報というふうに私は理解をいたしております。それ以外は、今度の法律でもですけども、国民に知らせるものは知らせる。ただ、その度合いがどこではかって公開する、秘密にするという、その機関の問題や、いろんなことがあるかと思っております。私、何が言いたいかということ、それは特定の秘密でありまして、外交だとか、防衛だとか、そういったものに限られた情報の保護されるというふうに考えておりまして、果たして、その中で自治体レベルで、そういったものが関係してくるのかと言いましたら、極めて少ないのではないかなというふうに考えております。これは私の、勉強不足の中での考えでございます。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） ちょっとよく覚えてませんが、一応、本町におきましても危機管理の条例というか、あれはできていたと思うんですけども、違いますか。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、議員のおっしゃっておりますのは、有事の際の国民保護の関係だと思います。これにつきましても、国の指示に従ってやっていくものだというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 官報で公布されたという報道でございました。本町は官報をとっておられませんので、何で見るんだというたら、インターネットで全職員、見れるということなんで、ぜひとも、そのインターネットで見ながら、研修というか調査研究をしていただきたいというふうに思いますが、総務課長いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 官報をとっているとかいう、とってないとかいう、それは別にいたしまして、いろんな情報は国、府、いろんな形で府を通じて入手いたしておりますし、いろんな情報網を使って情報の収集に努めなければならないということだと思っております。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 最後になりました。加悦地域振興課長にお尋ねしますが、今、膨大な量の情報

をですね、期限といいますが、いつまで保存する予定といいますが、できるのでしょうか。

議長（赤松孝一） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） お答えいたします。現在、テープで保管してある番組数ですね、これ約3,000本ぐらいございますが、これについては、特に湿気とかに気をつけておきますと、はっきり年限は私、知りませんけれども10年、15年は十分もつというふうに思っております。また、ブルーレイにつきましても、かなりの年数もつものというふうに思っておりますので、大切に保存をしっかりとしていきたいというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 杉上議員。

4番（杉上忠義） 一応、1回目終わります。ありがとうございました。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

9番、家城議員。

9番（家城 功） 補正予算につきまして、1点お伺いいたします。

39ページですが、一番下の土地購入費560万円について、詳細を再度お聞かせください。

議長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 家城議員のご質問にお答えいたします。先日、行われました一般質問とお答えが重複する部分もあろうかと思いますが、ご容赦いただきたいというふうに思っております。

お尋ねの加悦地区の最終処分場の購入の関係でございます。9月議会にご提案を申し上げましたが、議会のほうの修正案が可決する中で、その見直しというふうなことで地権者の方と交渉を重ねました結果、最終的には9月定例会でご提案申し上げた内容から、線下補償を除く形で地権者との協議が整いましたので、改めて、この12月の補正予算のほうに上げさせていただいたということでございます。

金額のほうですけれども、9月の補正予算では総額で600万円でございますけれども、今回は40万円減額させていただいて、総額で560万円ということでございます。以上です。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9番（家城 功） 今、ご説明いただきましたが、一般質問でも申し上げましたが、この案件につきましては、9月議会で提案をされまして、修正動議ということで可決され、その分が省かれました。今、ご説明をお聞きしたわけですが、この修正動議が出され可決されたことに対しまして、担当課長としては、どう受けとめられましたでしょうか。

議長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 私としましては、9月議会にご提案申し上げた内容につきましては、担当者が十数年、いろいろな担当者がかかりましたけども、その中で地道に地権者の方と合意に向けて協議をされてきた中で提案ということでしたので、9月定例会の結果は非常に残念だったなというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9番（家城 功） 残念であったということですが、この動議の動議者は勢旗議員でございますが、動議を出されたときの説明の中で、まず、最初に高額であると、それから線下補償についても、まだおかしいと。それと、所得税の分にも疑問を感じるというような提案の内容の中で、これは可決とされております。本来、この案件だけが単独で出てきたもんでなく、補正の中で上がつ

てきたので、この部分を認められないから修正動議を出したと、長年の交渉、また、地権者の方のご理解、その分については十分理解させていただいております。しかし、こういった内容がきちっと説明をしていただけないと、納得いくことができないという中で修正動議の可決だと、私は受けとめております。担当課長としてもう一度お聞きしますが、ただ単に残念だけだったんですか。

議 長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） それこそ、言葉足らずといいますが、ただいまの答弁もですし、9月議会で、ご説明申し上げる中で、結果として議会のほうのご理解をいただけなかったわけですから、私どものほうの説明といいますが、不十分さというふうなことになるのかなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 説明が不十分であれば、説明をきちっとした中で提案をしていただきたい、今回の提案説明でも、土地購入に係る部分ですというだけの説明でございました。私は一般質問でも申し上げましたが、事前に常任委員会で、こういった今、経過で進めておりますんできい報告もなければ全協でお聞きしたこともございません。いきなり9月で修正動議が出され、可決をされ、その後12月議会に、また、補正で上がってくる、その中での説明も土地購入の件ですというだけの説明、そういった中で、こういった取り組みがなされたのか、また、地権者との交渉、また地権者のご理解というのは十分理解はできるんですけども、私は、この修正動議の中での、それ以前の質疑の中で購入をしなければならぬ理由というのもお聞きしております。

原状復旧という言葉が出てきました。しかし、そのごみ処理場で山林を借りるにしても、山として返さなアカナンチュウことは、どこにもうたってない、そういった中での説明も求めるとい質問をさせていただきましたが、答えも返ってきておりません。なぜ事前に、そういった説明経過の報告みたいなのがなかったのか、その辺をお聞きいたします。

議 長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） ただいまのご質問につきましては、この加悦最終処分場の用地の買い上げにつきましては、6月の定例会の文教厚生常任委員会のほうでご説明をさせていただいて、内容的には問題なからうというふうなご判断をいただけたものというふうに思いまして、9月の定例会のほうにお出しを差し上げたところ、修正案が可決されたということでございます。

この間も修正案の審議でも、私どもなりに丁寧なご説明をしてきたつもりでおりますし、基本的な部分につきましては、変更がございませんでしたので、そういった中でご説明を申し上げてきた経過の中で本日があるというふうなことで、12月の補正予算を上げさせていただく中では、文教厚生常任委員会のほうに、まずはご説明を申し上げるというふうなことでございますし、もう一つは一般質問でも家城議員のほうから、この関係のご質問がありましたので、それにお答えする中で、そういうふうな説明をさせていただければなということ考えておりましたということでございます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 全然、意味が理解ができませんね、これ。6月の委員会で大体の了解をもらったんで、9月の補正で修正を出された。だから、その後の説明については、してきたつもりだけ

もということですが、どこで説明されたんですか、私、全然聞いてませんよ、説明なんて。その後の、9月議会後の、この件についての説明なんてお聞きもしておりませんし、会派の中で文教厚生委員会のメンバーもおりますけれども、こういった話になってますかと、いやさっぱり何にもないという報告しか聞いておりません。それに、ましてや修正の出された、勢旗議員の理由の中には高額である、線下補償、所得税、こういった項目がある中で線下補償だけを直しましたんで、補正、また、改めて出します。それが説明になるんですかね、その辺いかがですか。

議長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 議員ご指摘のように、9月定例会で修正案が可決された以降、12月定例会までの間に委員会を含めて、議会のほうには、ご説明は申し上げておりません。12月の定例会に入りましてから、文教厚生常任委員会のほうにご説明を申し上げたということでございます。それと、問題の補償費が高額であるというふうなご議論をいただきました。いろいろなご議論をいただきます中で、その取り扱いにつきまして、私どものほうの中で、いろいろと検討をさせていただきます。

まず、単価の関係でございますけれども、こちらにつきましては、私どものほうが土木事務所のほうの単価を使わせていただいておりますというふうなことの中で、一定のご理解をいただけたのかなというふうに思っております。

もう一つ、税のほうですけれども、税のほうにつきましても、当初の用地買収のときから賃貸による交渉しかしておりませんでしたので、もし、当初から用地買収の交渉を行って、町のほうが購入していれば土地収用法の適用もあって、売り主の方には特別控除が認められて、税金を支払う必要がなかったということでございますので、今回の購入に際しましては、当初の経過ですとか、諸事情に考慮させていただいて、町が負担するべきものだというふうなことで、ご説明のほうも申し上げておつもりでございます。そういった中で、ご了解のほうはいただけているのかなというふうに思っておりました。

最後の線下補償ですけれども、こちらのほうにつきましては、交渉の詳細につきましては、地権者のプライバシー等にもかかわりますので申し上げることができませんけれども、この議会でのご議論も踏まえて、地権者とお話をする中で、線下補償につきましては、地権者で組織される高圧線下補償協議会におきまして、関西電力との間で協議をされるべきものだろうということもありまして、町が行います補償の範囲から外させていただくということで、お二人の地権者のご了解をいただけたということでございます。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9番（家城 功） さっきの質問でも言いましたが、私はあまり金額にはこだわっておりませんでした。9月議会でもそういった質問させていただいております。そういった中で、購入をしなければならぬ理由のきちとした説明、また、原状復帰をして返さなければならないというご説明の中で、そういったことをきちとせなあかんのかということをもう一回調べておいてくれというようなこともお願いしております。議事録にも残っております。

そして、私は修正案に賛成する立場の中の討論の中で、町が土地を購入するということは大変重要な案件であるという中で、きちとした説明の中で話を進めていきたい、いただきたい、納得がいくご説明をいただいて、ある程度経過の中での説明をしてほしいということを訴えており

ます。地権者のご理解は非常に理解できます。交渉のご苦労も理解できます。ただし、順番が余りにもずさん過ぎます。修正動議という重み、これに決まりはございません、調べました。

しかしながら、なぜこれが修正動議を出され、補正予算から外され可決され、その後どう扱われるかということは、この議場に出席されとる議員の皆さん、皆、関心を持って、心配をされて、次どういった形になるんだろうなということは思っておられたはずですよ。そういった中で、委員会でも、ましてや全協でも何ら説明もないまま、そして、提案後の常任委員会での説明だけで、残った常任委員会じゃないメンバーは、どういった思いで、この議案を見詰めたらいいのか、考えたらいいのか、ああ線下補償がなくなって、また出てきたなと、これまた修正動議出せば、今度は何がなくなるんだろうなと、そんなもんじゃないですよ、これは。

やはりそういった重み、議会で審議されている内容をきちっと把握していただき、議員が質問していることを理解していただいた中で、きちっとした対応をしていただかないと、こういった案件が一つであろうが、やはり私は賛成できるかなという疑問を抱くほうにいてしまいます。

答弁はもう結構ですし、以上で質問を終わります。

議長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 9月のご議論の中で、私どものほうが原状復旧のお話を差し上げたと思っております。その関係につきましては、その原状復旧がどうのこうのというよりも、まずは町の責任において、今、賃貸という非常に不安定な状態を土地の購入ということで、最後まで責任を持たせて、町のほうが責任を持って管理すべきだというふうなことが、まず第一だということのご説明も申し上げたつもりであります。

そういった中で、最終的といいますが、最後まで町の責任を明確にするためには、やはり土地の購入しかないだろうということでございます。そうすることによって、地元の自治区をはじめ周辺の皆さんにも一層のご安心をお約束できるのかなということでございます。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

13番、井田議員。

13番（井田義之） それでは、1点だけお尋ねというのか、確認やらちょっとしておきたいというふうに思います。

先ほども出ておりましたけれども、65ページに土地購入費の100万円が出ております。これは加悦中学校の土地の部分です。委員会の中でもいろいろと言うとの中で、まだ、結論的なもんが出てなかったんですけども、まず、一つですけれども、加悦中学校を建てかえるということで、その中に民地がある、それは全員協議会の中でも説明していただきましたけれども、質問もなかったということなんですけど、これ教育委員会の考え方もあるんですけど、副町長にちょっとお尋ねしたいと思います。

いわゆる町の公有の建物なり、例えば、下水道あたりで防火水槽をつけるのは、もう民地にはつけないと、つくらないというようなことも出たわけですね。この中学校の建物を、従来ある分は別にして、建てかえるというときに、いわゆる借地に建てかえるということに、私自身はちょっと抵抗感があるわけですけども、これは議会懇談会の際にも滝で不燃物捨て場のことで、いわゆる民地のままで公に使ってあったということにはやっぱり疑問があるなというふうな話もありました。その地主さんのほうから。そういう意味も含めて、私は委員会の中では、ぜひとも

ご無理を言うてでも、お譲りいただいた中でやっていただきたいなというふうなことを言っておったんですけれども、交渉中かどうか、それはわかりませんが、いわゆる公共施設をつくる時に、借地でやることも進めるというのかね、そういうようなことについては今後の方針として、どういうように考えておられるのか、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 例として防火水槽のお話がありましたので、防火水槽につきましては、議員もご承知のように、旧町からの経過がありまして、地元が、この地域に防火水槽を設置してほしい、については地元のほうで土地を提供するからというような経過もあって、確かに現在でも私有地の中に防火水槽をお世話になっているところがたくさんございます。

今回の、この加悦中学校の関係もそうですけれども、基本的には将来にわたって安定的に管理をしていこうと思えば、公共施設につきましては、民地じゃなくて公有地に設置すべきだろうという思いであります。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 防火水槽も、前は民地にあって最近は全て民地ではなしという格好でされておりますね。もう公の土地にという、公というんか、町の土地の中なり、いわゆる道路なり、そういうようなところに防火水槽はなっておりますわね。これ誰が答弁できるんかいな。

総務課長、以前は、そういうことがあって、今はそういうことがないというふうに思うんですけども。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 井田議員のご質問にお答えをいたします。過去はいろいろね、民地に防火水槽がありました。防火水槽のことにつきましては、今、井田議員おっしゃったとおり、民地ではなくて、公有地という方針でやっておりますし、そういうことで進めております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） ということで、副町長も、そういう答弁でした。できるだけ相手さんがあるので、交渉中で、もしあれば、そういうふうなことで土地を、お譲りのお願いをして、そしてこういう加悦中学校をしっかりと建てていただけたらありがたいかなということで、これはあまり私が深くは言ってませんので、お願いをしておきたいというふうに思います。委員会でもお願いはいたしました。

それから、あとは単価の問題ですが、今この補正予算の中に2口、土地購入費が出ております。片方につきましては、先ほど家城議員が質問いたしましたように、平米当たり1,700円という単価で、ここに560万円の補正予算が出ております。

今、この加悦中学校の部分については、そういう単価とはけた外れに低い単価で、ここの予算が出ております。同じ時期に、同じように購入する中で、この単価については100万円という金額なんですけれども、私は科目どりという格好で理解をさせてもらったらいいんでしょうかというようなことを委員会でも言うたんですけれども、この件について再度、確認するわけなんですけれども、そういう思いで、この補正予算に賛成をさせていただくということでもいいでしょうか。

これは、どなたに答弁を求めたらいいでしょうか。

議 長（赤松孝一） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） お答えをいたします。常任委員会でもそういうご意見をいただきました。ただ、教育委員会の今の予算につきましては、申し上げてましたように、まだ決定ではございません。ただ、思いとしましては、補正予算でもお願いしてきますように、不動産鑑定士の示された額で、地主さんとは交渉を進めたいというふうに思っておりますので、この額が、まだ確定ではないということでご理解がいただきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 住民環境課長にお尋ねいたします。

先ほど言いました1,700円という単価の場所ですけれども、不動産鑑定士は幾らと言うておられますか。

議 長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 加悦の最終処分場の関係につきましては、不動産鑑定士には入っていただいております。あの処分場ができますまでに、周辺の土地を購入するに当たりまして、土木事務所からお聞きをした単価をもとに用地交渉をさせていただきました。その周辺については、1,700円の単価で買収をさせていただいたということでございます。その当時の、その単価をもって、今回、交渉をさせていただいたということでございます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 副町長にお尋ねいたします。

今、聞いてもろた状態なんです。片方は過去の単価を、そのまま採用されて、片方は現在の不動産鑑定士で単価設定をしていきたいというのが、そういう額で交渉されておるということなんですけれども、同じ補正予算として出てくる中で、私は、やはり同じ町民の方から、町が購入をするというときには、ある程度、二つの整合性を持ちながら交渉をしていただいたり、ご無理をお願いをしていただくのがいいのではないかなというふうに思うんですけれども、その点については、いかがお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議員のお考えは、よく理解はできますけれども、この間、ご説明をさせていただいておりますように、いろんな経過があった、それぞれの土地でありますので、現在、お話をさせていただいている方向でお認めがいただきたいと、二つとも一貫してないんじゃないかという声はあろうかと思っておりますけれども、これまでの経過があることでもありますので、今の方向でお認めがいただきたいなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） その近い金額であれば、例えば、2倍以内とかいう近い金額であれば、私も何とか気持ちの整理ができるのかなと思うんですけれども、今のままの状態ということになると、ちょっと理解がしにくいかなと、私の心の整理ができないかなというふうに思います。以上で質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

9番、家城議員。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

- 9番(家城 功) 今回、平成25年度一般会計補正予算(第5号)につきまして、反対の立場より討論をさせていただきます。

まずもって、お伝えしておきたいのは、今回の補正につきまして、何ら異議はございません。しかしながら、土地購入の経過を振り返ると、9月に修正動議が可決されたにもかかわらず、何ら説明もないまま、今回、提案されたことは、全く理解できません。二元代表制の片輪である議会を余りにも軽視された対応であると受けとめております。事前審議までの要求はいたしません。せめて修正動議が可決された案件ぐらゐは経過の説明をしていただきたいと思います。したがって、それらの理由で、今議案に対して反対をさせていただきます。

- 議長(赤松孝一) 次に、本案に対する賛成意見の発言を許します。

(「なし」の声あり)

- 議長(赤松孝一) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第116号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

- 議長(赤松孝一) 賛成多数であります。

よって、議案第116号 平成25年度与謝野町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、40分まで休憩いたします。

(休憩 午後 2時28分)

(再開 午後 2時40分)

- 議長(赤松孝一) 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次に、日程第10 議案第117号 平成25年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第117号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第117号 平成25年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに決定しました

次に、日程第11 議案第118号 平成25年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、勢旗議員。

15番(勢旗 毅) それでは、下水道特別会計につきまして、若干質問をしたいと思っております。

まず、13ページですね、13ページの基幹業務システムですね、この導入負担金が、それぞれ少額上がっているんですけども、このことから、まずお尋ねをしたいと思っております。実は住民監査請求がございまして、それに対しまして、監査委員さんのほうから監査結果の報告が公表されておりますが、その中に、このたびの住民監査請求の監査結果の中で、監査委員さんは各受益者に送付した、これ文章なんですけど、その中で受益者負担金分担金の納入通知書は、納入の際、金融機関の窓口等に提示され、電算システムにより収納管理されていると、このように書いていらっしゃるわけですね。そこで監査委員さんにお尋ねをしましたら、そういう答弁だったと、こういうことで、課長のほうは事実、こういうふうに言われたと思うんですが、実際このシステムですね、この電算システムというのが、それぞれ監査委員さんの思いや、私の思いや、課長さんの思いがあるんですが、このところが、ちょっと説明していただけないか。

議長(赤松孝一) 西村下水道課長。

下水道課長(西村良久) ご質問にお答えいたします。私の理解をしておりますのは、現在、下水道で受益者負担金システムを導入しておりますが、それにつきましては現在、現行の基幹業務システムの中に含まれております下水道の負担金システムで処理をいたしております。

それにつきましては、納入通知書を送付いたしまして、それをもって金融機関窓口、また、役場窓口のほうで納めていただきましたものが、会計のほうに回ってきてまして、そして、会計のほうで入金処理をしていただきまして、その後、それは財務処理でございます。そして、その財務処理が済んだ後に、下水道課のほうに入金があったことの連絡をいただきまして、今度それをもって下水道の受益者負担金システムで消し込みを行っていくというシステムで現在は行っております。

現行でございます、今回、基幹業務システムが変更になりまして、今回、基幹業務システムの中には下水道受益者負担金システムは含まれておりません。したがって、新しい基幹業務システムにはありませんので、与謝野町下水道課独自で負担金システムを新たに開発いたしまして、それをもって負担金の賦課徴収に当たっていくというものでございますが、ただ、収納につきましては新しい基幹業務システムの中で、他の収入金と同じ扱いで収納は行っていくというふうなことで理解をいたしております。

議長(赤松孝一) 勢旗議員

15番(勢旗 毅) 今回のトライエックスにつきましては、課長、こういう方向であろうということ

だったんですが、現況のやっておられるのは、収納は下水道課で組まれた独自のシステムで、現在、処理されておると、こういう理解しておるんですが、それ違いましたかいな。

議 長（赤松孝一） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 与謝野町の財務処理といたしましては、会計のほうで入金処理をいたしまして、その後、その入金した情報を原課のほうに返していただきますので、それによって下水道受益者負担金システムの中で、そのシステム上の消し込みは、収納は行っていくと、現行はそういうことで行っております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員

1 5 番（勢旗 毅） それでは、一応このことについては理解をいたしました。

まことに恐縮でございますが、せんだって来、住民監査請求が起こりまして、そして、その監査結果につきまして公表がされました。せんだって、我々議員も代表監査委員さんから、その概要につきまして勉強をさせていただきました。

しかしながら、私どものほうへ寄せられております意見は、ぜひとも、その本会議の中でも代表監査委員さんの意見を聞いてほしいと、こういうふうな要望がございましたんで、まことに恐縮でございますが、これから1点ですけれども、お聞かせをいただきたいと、このことについては議長にお許しをいただきたいと思っております、よろしいでしょうか。

議 長（赤松孝一） はい、どうぞ。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、代表監査委員さんにお尋ねをいたします。

地方自治法第242条第2項ですね、前項の規定による請求は、当該行為のあった日、または終わった日から1年を経過したときは、これをすることができないと、ただし、正当な理由があるときには、この限りでない、と、こういうふうに地方自治法の第242条2項の説明はなっております。

したがって、今度のポイントは、この正当な理由があるときの扱いと、こういうふうに私は思っております、それについて監査委員さんのほうでもご苦労いただいて、一定の結論を出していただいたんですが、そのことでお尋ねいたしますのは、例えば、最高裁の平成14年9月12日の第一小法廷判決は、正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力を持って調査したときに、客観的に見て当該行為を知ることができたかどうか、ここで判断すべきとされています。

したがって、判例としてつけられております福島地裁の判決から導き記されている下水道の決算書や決算審査意見書は公開されており、また、決算議会の審議の様子がテレビで中継される等、秘密裏にされたものではないことは明らかであり、さらに当該行為の詳細な内容はともかく、その存在、または取り扱いをするための情報公開請求をする手段もあったと考えられるため、これまで監査請求をすることができなかった場合ではあるとは認められないとされていますが、判断が、これでよかったのかなと、こういうふうに考えております。

まず、昨年9月議会では、全くこの質疑については、まだ、できる段階ではなかった。したがって、本会議では全く触れられておりません。それから、決算書や監査委員さんの決算審査意見書でも指摘はありませんし、一般住民として知ったのは平成25年7月3日の新聞報道しかない、と、こういうふうに理解ができるのではないかと。平成14年9月17日、先ほどは12日で

すけども、9月17日の最高裁判所第三小法廷判決は、なお、住民が財務会計上の行為について監査請求をする前提として、開示請求をすれば公文書は開示される状態にあった時点で、常に当該文書につき開示請求することを求めるのは、相当の注意力をもって調査する範囲として、酷となる場合もあり得ると、こういうふうにされています。

また、相当の注意力を持って調査という言葉について、法律用語では平均的な人が払うべき程度の注意、分別のある人なら、そのような事情では当然するであろう注意、そして、判例の調査とは、新聞等の報道、町の広報、一般予算等の公にされた情報を普通に読んでいるかどうかと、このようなことだというふうに解説がされています。

したがって、この一番重要なところに、この福島地裁判決が、昭和52年ということですね、持ち出されておるということが、どうも理解ができないということで、実は福島地裁にも、その判決書の確認をいたしましたら、ちょっとまだ、わからないということでごさいます、私は、この福島地裁判決を、ここに引っ張ってこられた。それから、最高裁判例は幾つか出ておるんですが、ここに持ってこられた意味が、もうひとつわかりにくいというふうに思っているんですが、そのこのところだけ監査委員さん、恐れ入りますがお願いします。

議長（赤松孝一） 足立代表監査委員。

代表監査委員（足立正人） ただいま勢旗議員のほうから、住民監査請求に基づく報告書、監査結果についてお尋ねでございます。

先般、議員さん方に説明をさせていただいたところでございますが、重ねてご答弁申し上げたいと思います。今、議員さん、ご指摘のように、地方自治法の規定によりまして、そして、1年間の期間制限が適用されるということの、是か非かということについて、この結果報告では文章化したものであります。そして、正当な理由があると認められない限り、この1年間に絞り込むんだということでもあります。正当な理由の有無は、住民が相当な注意力を持って調査したとき、客観的に見て当該行為を知ることができたかどうか。また、当該行為を知ることができたときから、相当な期間内に監査請求をしたかどうかにより判断すべきであるという、これは最高裁の判決でありまして、この正当な理由の有無というのが疑問だというお尋ねだと思います。

福島地裁の判決では、正当な理由があるときは当該行為が極めて秘密裏に行われ、あるいは、天災地変等による交通途絶等により、請求期間を経過した場合等、期間内に請求がされなかった場合でも、例外的に、これを認めるだけの相当な理由がある場合を意味するもので、当該行為を知り得なかった場合を全て含むとは思料されないということでございます。ここで、当該行為を知り得なかった場合を全て含むとは言えないんだということでもあります。

それからまた、相当な注意力をもって調査したときというのが、今ご指摘のように、決算議会でも、ずばりそのことが出ておりません。それから、決算の審査意見書、ずばりそのことを指摘もいたしておりません。ですから、記者会見で初めて知ったんだというように言われるわけですが、私どもの考え方としましては、情報公開請求の方法がありますので、例えば、決して、この請求人さんを責めるわけではないんですが、せめて、この情報公開請求なんかをしていただいて、そして、結果的に得るものがなかったというような、そういう足跡を見せていただく、そして、それを資料の補正なんかも求めたわけですが、こういうものも努力して追及しましたというようなものがいただきましたかというところでございます。

住民監査請求が outcome して、私どもは、町長宛てに勧告をするということになりますので、法令の根拠、また、条例規則、それから、裁判所の、この判例等を基にして、今回、判断をさせていただいたわけであります。したがって、その細かい部分については、監査委員の判断という結論にさせていただかざるを得ないと、私と糸井監査委員との判断は、このようにさせていただきました。これが赤松、勢旗の監査委員の組み合わせであれば、別の結論が出されたかも、これはわかりません。ここの部分については少なくとも、私ども監査委員の判断だということ、ひとつご理解を賜りたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 監査委員さんに、私、研修会のときにも申し上げましたように、この住民監査請求がですね、いわゆる7月3日に報道されてから3カ月と何日かたってから出されたということで、本来ならこれが、判例を読みますと、4カ月たっておればアウトというようなケースも多々あったわけですから、それを監査委員さんとして受けとめていただいて、その趣旨を、このことをきちっと、私は取り組んでいただいた、このことについては敬意を表しますし、それからあとの中にも、いろいろご意見をいただいておりますが、そういう立場で十分審査したと、こういうことは評価をしながらもですね、この福島地裁判決ですね、これがどうも、もうひとつ理解ができないということで、お尋ねをしましたので、趣旨は理解をいたしました。終わります。

議 長（赤松孝一） ただいまは、議案第118号でありまして、監査委員さんとは関係ないんですが、イメージが監査委員さんになってますけど、ほかに議案に対しまして、ご意見ございましたらお願いします。この議案に対しまして、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） それでは、質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第118号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第118号 平成25年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、先ほどの住民監査請求の件でございますが、あくまでも当町の監査委員さんが発表されたことであります。もしも不服の場合は住民訴訟という方法がございますので、くれぐれもよろしくお願いをいたします。

次に、日程第12 議案第119号 平成25年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第119号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。
よって、議案第119号 平成25年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)は、
原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第13 議案第120号 平成25年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第
3号)を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第120号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。
よって、議案第120号 平成25年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原
案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第14 議案第121号 平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算
(第3号)を議題とします。
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第121号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第121号 平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第15 議案第122号 平成25年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第122号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第122号 平成25年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第16 議案第123号 平成25年度与謝野町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第123号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第123号 平成25年度与謝野町水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第17 議案第124号 与謝野町幾地コミュニティ広場の指定管理者の指定についてを議題とします。

(白杉教育委員長 退席)

議 長(赤松孝一) 本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入

ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第124号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第124号 与謝野町幾地コミュニティ広場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

白杉教育委員長に入ってもらってください。

(白杉教育委員長 着席)

議 長(赤松孝一) 次に、日程第18 議案第125号 与謝デイサービスセンターの指定管理者の指定についてから、日程第20 議案第127号 与謝野町ホームヘルプステーションの指定管理者の指定について、以上、3件を一括議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、議案第125号から議案第127号について、一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
まず最初に、議案第125号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第125号 与謝デイサービスセンターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第126号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第126号 与謝在宅介護支援センターの指定管理者の指定については、原案の

とおり可決することに決定しました。

次に、議案第127号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第127号 与謝野町ホームヘルパーステーションの指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午後 3時10分)

(再開 午後 3時20分)

議長(赤松孝一) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、日程第21 議案第128号 与謝野町障害者グループホーム・ケアホームの指定管理者の指定について、及び日程第22 議案第129号 与謝野町障害者就労継続支援施設の指定管理者の指定について、以上、2件を一括議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、議案第128号及び議案第129号について、一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

まず最初に、議案第128号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第128号 与謝野町障害者グループホーム・ケアホームの指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第129号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第129号 与謝野町障害者就労継続支援施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第23 議案第130号 与謝野町石川農業構造改善センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第130号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第130号 与謝野町石川農業構造改善センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第24 議案第131号 与謝野町地域農産物等活用型交流施設の指定管理者の指定について、及び日程第25 議案第132号 与謝野町食と健康の拠点施設の指定管理者の指定について、以上、2件を一括議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、議案第131号及び議案第132号について、一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
最初に、議案第131号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第131号 与謝野町地域農産物等活用型交流施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第132号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第132号 与謝野町食と健康の拠点施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、あさって12月18日、午前9時30分から開議いたしますので、ご参集ください。
お疲れさまでございました。

(散会 午後 3時24分)